

『台記』注釈（久寿二年十月〜十二月）

原水民樹

凡例

一、本文は増補史料大成『台記』（臨川書店）を底本に用いた。ただし、紙幅の都合により、原文は掲げず、読み下し文のみを示した。

一、読み下しは、原則として底本に付されている訓点に従ったが、一部私意で改めたところもある。

一、底本における割書は（ ）の形で示した。また、割書中の更なる割書は（ ）の形で示した。

一、底本と参照写本間における主要な異同を【校異】欄に示し、底本の誤りと判断されるものは訂正し、疑問のある場合も注記した。なお、異同の中、写本側の誤りについては特に取り上げなかった。

一、読み下しには歴史的仮名遣いを用いた。

一、読み方は専ら私意によるもので、漢文訓読研究の成果を厳密に踏まえたものではない。

一、古体・異体・俗体の文字は、原則として通行の字体に改

めた。

一、人物の注は、『公卿補任』登載者については簡略にした。

また、『平家物語研究事典』（明治書院）や新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」に詳しい説明が載る者についても、その旨を明記し、簡略な注にとどめた。その際、『平家物語研究事典』は『平家事典』、新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」は『新大系人物』と略称した。

一、他文献の本文についても、漢文体のものは私意により読み下し文の形で引用した。

一、通称や官職名で記される人物については、初出の時点で注を施し、再出以降は、本文の右脇に実名を記した。ただし、久寿二年四月〜九月に既出の人物については、最初から実名傍記の処置をとった。

一、参照した『台記』の写本並びにその略称を左に記す。

○京都大学附属図書館蔵（平松家旧蔵）本（平松三門／夕

一三）—京一（略称）

○同蔵十六冊本（五—〇四／タ／三）—京二（略称）

○宮内庁書陵部蔵天明書写本（二六五—一〇〇九）—書二（略称）

○同蔵享保書写本（柳四四七）—書三（略称）

○同蔵二十一冊本（三五三—一七〇）—書四（略称）

○国立公文書館内閣文庫蔵二十一冊本（二六一—五四）—内一（略称）

○同蔵（坊城家旧蔵）八冊本（二六一—五七）—内五（略称）

○国立国会図書館蔵（白河文庫旧蔵）本（わ二一〇・三二〇）—国一（略称）

○東京大学附属図書館蔵三条実憲寄贈本（G二七—二二六）—東（略称）

諸本と記す場合は、この九本を指すものとする。なお、略称の数字が連続していないのは、旧稿との統一を図つたためであり、特別の意味はない。また、前田尊経閣文庫蔵『字槐記抄』—字（略称）についても、該当の日条がある場合には参看した。

本書の底本に、増補史料大成『台記』を使用することを許可くださった臨川書店に深謝申し上げる。

十月大。丁亥。

一日 乙亥。終日降雨。酉の刻に、左衛門督来談す。亥の刻に、冥道供結願す。了りて五条に向かひ、月忌を行ふ。

【注】

(1) 冥道供結願す 内覧宣下祈願のため、九月二十九日から東三条殿で尋応に修させた冥道供が、三ケ日を満じて結願となった。

(2) 月忌 六月一日に死去した嫡室幸子の月忌。「五条」は、

藤原憲親五条壬生宅。七月二十七日条の【注】(4)参照。

三日 丁丑。晩頭に、高陽院に参りて宿候す（禅、閻猶御す）。

四日 戊寅。早旦の夢に、行幸に供奉せん為に束帯にて参内す。未の刻に、神祇伯頭(1)、重朝臣来たりて清談に時を移す。日次の宜きに依りて俊通(2)、盛雅等を清和院に遣はし、地形を見しむ。堂を立つべきに依るなり。

【注】

(1) 顕重 生没年未詳。権大納言正二位源雅俊の男。母は備中守高階為家の女。寛治八年（一〇九四）正月五日叙爵、嘉保二年（一〇九五）十一月十一日元服、同三年（一〇九六）正月二十三日任侍従、永長二年（一〇九七）正月三十日任佐兵衛権佐、承德二年（一〇九八）七月九日

昇殿、康和四年（一一〇二）正月七日叙正五位下、同二十三日任少将（『殿曆』）、長治元年（一一〇四）十二月二十三日春宮昇殿、康治元年（一一四二）十一月十四日叙正四位上（『本朝世紀』）、また、備前権介、備後介等を経て康治二年（一一四三）正月二十七日任伊勢権守（『本朝世紀』（典拠の明記がない事項は『中右記』による）。『今鏡』（むらかみの源氏第七 武蔵野の草）に「その（雅俊―稿者注）御子は伊予の守為家の主の女の腹に、神祇の伯頭重と申しき。もとは前の少将備前の介にてぞ久しくおはせし。」と見える。

(2) 盛雅 生没年・系譜未詳。『台記』中、該日条以外にその名が見いだされないこと、及び、師子との血縁関係（五月二十日条）から考えて、或いは「成雅」の誤りか。

(3) 清和院 「清和院（正親町南京極西、清和母后御在所）」（『拾芥抄』中 諸名所部第二十）。藤原良房邸の南半分を清和天皇の後院としたことに始まる、とされる。向居淳郎「清和院」（『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十三冊 臨川書店 昭58復刻）に詳しい沿革が載る。俊通・盛雅等を清和院に遣わしたのは、五月二十日に改葬した忠実の嫡室師子供養の堂を建てる検分のため。

五日 己卯。今日より、限るに三ヶ日を以て春日を押し奉る（吉服）。又、皇后宮権大進憲親、幣の料紙を具して南京に下向し、三ヶ日、束帯（吉服）にて春日に参る（余頼長の使

なり）。先日の覚（1） 珍律師の夢に依るなり。伝へ聞く（2）。東宮、鳥羽南殿より同田中殿に行啓。先例は、禪（忠実） 閣に在るの貞信公の青糸毛を召す。今度は、院（鳥羽） に在るの青糸毛を用ゐらる、と云々。件の車は、故待賢門院、中宮と為りて常に出入の時、白（3） 河院送らる、と云々。太子の御装束は、缺腋袍、螺鈿の細劍、糸鞋、と云々。後一条院太子と為りて、拜觀の日の例を追（4） ふなり。為善記に見ゆるの由、亮親隆朝臣談ずる所なり。

【校異】

(イ) 三ヶ日 底本「立今日」。書二に「三ヶ日」とあるに従い、改める。
 (ロ) 追ふ 底本「追」。京一・京二・書三「進近方」、国一・書四・内一「進」、東「近」。

【注】

(1) 覚珍 康和元年（一一〇九）〜安元元年（一一七五）。中納言正三位藤原実隆の男。嘉応二年（一一七〇）五月二十五日任権僧正、承安三年（一一七三）八月二十四日任興福寺別当、安元元年（一一七五）十月二十四日死去（『興福寺別当次第』巻之第二に拠る）。「碩学清浄之誉」（『台記』久安二年三月四日条）、「覚珍ゾアシウモキコヘ又」（『愚管抄』第七）、「才ある人ときこえ給ふ」（『今鏡』ふじなみの下第六 竹のよ）などとの評が見られる。な

お、「覚珍律師の夢想」の内容は『台記』中には見えない。

(2) 東宮、鳥羽南殿より同田中殿に行啓 この行啓については『兵範記』該日条にも「春宮、東本御所に行啓。(略)

次いで行啓、傅大夫以下公卿濟々供奉す。諸司一員、諸衛事毎に嚴重。儲君、青糸毛車に召す(院に置く御車を模さるるなり。入道殿を召されざるなり)。」と見える。

なお、青糸毛車については、「后宮・中宮・春宮・准后、青糸毛に乗る」(東京大学附属図書館本居文庫蔵『蛙抄』第八 車輿部)、「青糸毛(春宮之に乗り給ふ)」(『物具装束鈔』と見える。貞信公(藤原忠平)の青糸毛は、名物

として撰関家に相伝され(『桃花藥葉』、当時は、忠実の所有となっていた(『中右記』元永元年五月十八日条)。

車体の詳細は『飾抄』に記載がある。東宮が使用した「院に在るの青糸毛」については、「晩頭、院に参る。糸毛車を作らるる所なり。御車は、皇后累代の用ゐ給ふ所の車、殿下相伝し給ふ車なり。件の車を以て、本様と為し、作り摸さるるなり。是は中宮の御料か。」(『中右記』元永元年五月十八日条)、「貞信公の青糸毛は、執柄家秘蔵の間、白川院始めて造らしめ給ふか。」(『飾抄』など)と見える。

(3) 白河院 天喜元年(一〇五三)〜大治四年(一一二九)。

後三条の第一皇子。延久四年(一〇七二)即位。待賢門院璋子を幼少時より猶子とし、孫の鳥羽に入内させた。

白河院と待賢門院の関係については、角田文衛『椒庭秘抄 待賢門院璋子の生涯』(朝日新聞社 昭50)に詳しい。

(4) 後一条院太子と為りて 後一条の立太子は、寛弘八年

(一〇一一)六月十三日。ただし拝観の日は不明で、その折りの装束も確認できない。ただ、後朱雀の立太子拝観の装束は「缺腋御衣・蕪芳御下襲・糸鞋・牙御笏・螺鈿細剣」(『小右記』寛仁元年八月二十一日条)であり、該日条のそれとほぼ一致している。従つて、後朱雀の立太子拝観装束も、後一条の先例に従つたかと思われる。『為善記』は、後一条の御書始の尚復を勤めた(『小右記』長和三年十一月二十八日条他)『後拾遺集』歌人、源為善(源国盛の男、長久三年死去)の日記か。

六日 庚辰。禪閣(忠実)、余(頼長)の内覧の事を法皇(鳥羽)に奏請す。

七日 辛巳。早旦に春日を押し奉る。了りて、禪閣(忠実)の御前に参る。即ち、院(鳥羽)の御返事を給ふ。披見の処、其の状此の如し。之を案ずるに、御気色頗る和解か。仍りて、春日の拝を延べ、限るに七ケ日を以てす。又、猶南都に住し、七ケ日春日に詣づべきの由を憲親に仰す。後に聞く。憲親帰洛の間、途中に於いて、此の命を聞き、更(忠実)に南都に向かふと。余(頼長)、祭文を書き消息を加へて禪閣(忠実)に献ず。禪閣、御消息を副へて鳥羽に奉る(御使、仲行(忠実))。時に亥の刻。

【校異】

(イ) 禪閣に献ず。禪閣 底本「献禪閣云々」。京一・書二他

に「猷禪閣々々」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 仲行 保安二年(一一二二)〜治承三年(一一七九)。大膳大夫正四位下高階仲範の男。忠実の近習で、『富家語』の筆録者として名を残す。益田勝実『「富家語」の研究』(『中世文学の世界』岩波書店 昭⁵)、新日本古典文学大系『江談抄 中外抄 富家語』(岩波書店 平⁹)参照。

八日 壬午。酉の刻に、鳥羽の御返事到来す。禪閣^(忠実)、余^(頼長)に給ふ。披見の処其の状此の如し。

九日 癸未。維摩会⁽¹⁾の事を行ふの弁無し。禪閣^(忠実)、此の由を鳥羽に奏す。仰せに曰はく、未だ役せざる弁を奏し催すべし、てへり。仍りて、左少弁⁽¹⁾頭遠⁽²⁾を催すも、下向能はざるの由を申す。仲行、禪閣^(忠実)の御使と為て鳥羽に参り、此の由を申す。頭遠下向すべきの仰せ有り。

【校異】

(イ) 左少弁頭遠を催す 底本「権左少弁頭遠」。京一・京二・書三・東が「権」を「催」とするに従い、改める。

【注】

(1) 維摩会 興福寺で十月十日から七日間、維摩経を講じ

供養する法会。藤原鎌足の病が百済尼法明の維摩経講説によつて治癒したことを起源とすると伝える。その次第については、高山有紀『中世興福寺維摩会の研究』(勉誠社 平⁹)に詳しい。

(2) 頭遠 天永元年(一一一〇)〜仁安二年(一一六七)。因幡守藤原長隆の男。母は近江守高階重仲の女。権中納言従二位に至る。保元元年(一一五六)八月二十二日に頭時と改名。『新大系人物』参照。

十日 甲申。巳の刻に、頭遠来たる。経憲をして文書を給はしむ。後^(イ)に聞く。頭遠、子の刻に下着す。朝座了る間、平明に及ぶ。仍りて、明日の夕より立^(イ)義有り、と。

【校異】

(イ) 後に聞く 底本「後同」。京一・京二・書三・東に「後聞」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 立義 堅義とも書く。維摩会で行われる学僧試業の法。

十一日 乙酉。今日、春日を拝し奉る。了りて、憲親帰洛す。

十三日 丁亥。伝へ聞く。下^(イ)野守源義朝院宣を承り、前左

衛門尉源頼賢を討つ為に信濃国に下向す、と云々。義賢、頼

賢と父子の約を成す。而して、義賢、義朝の子の為に殺さる。頼賢、其の仇を報(イ)ぜん為に、去ぬる月信濃国に逃れ、遂に院の御莊(ロ)を侵凌す。故に、義朝をして之を討たしむ。今案(ハ)ずるに、是、勅命を承り其の弟を討つ。先例を尋ぬべし。但し、周公(ニ)、管蔡を誅し、季友(三)、叔牙を鳩す。彼の前蹤を追はるるか。

【校異】

(イ) 報 書二「執」。

(ロ) 莊 京一・京二・書三・東「庄」。

(ハ) 案 国一「按」。

【注】

(1) 下野守源義朝院宣を承り 義朝・義賢・頼賢は各々源為義の嫡男・次男・四男。義賢が、甥の義平(義朝の子)に討たれたことは、八月二十七日条に既出。義賢の仇を討つために、頼賢が信濃に下向し、また、義朝が頼賢を討つために向かったことは、源家内部の覇権争い、その争いに容喙する鳥羽の施策を記して興味深い。ただし、義朝・義平・頼賢ともに、その後の生存が確認できるので、死闘にはならなかったことが分かる。

(2) 周公、管蔡を誅し 周公は周の文王の子で、武王の弟。名は旦。武王を助けて紂を討ち、武王の死後は後嗣の成王を補佐し、兄弟である管叔を誅し、蔡叔を追放した(『左

氏伝』)。

(3) 季友、叔牙を鳩す 季友は魯の桓公の子で莊公の弟。莊公を支え、その死後はその弟班を、さらにその死後は班の子申を立て、慶父を推す叔牙を鳩毒で殺した。莊公・慶父・叔牙・季友はすべて桓公の子(『左氏伝』)。

十五日 己丑。早旦に立義請を放つ。左大弁妻(資信)の喪有り。仍りて、春宮亮親隆朝臣、長者宣を成し、覺救・覺教(三)を申し請ひ、賜はる所なり。心(五)暁は重服に依りて賜はらず。甚(イ)だ哀(ロ)憐有り。

【校異】

(イ) 甚 諸本「其」もしくは「其甚方」。底本に従う。

(ロ) 哀 諸本「喪」もしくは「喪哀力」。底本に従う。

【注】

(1) 妻の喪 未詳。

(2) 長者宣 藤原氏長者が発する、維摩会豎義の豎者任命の御教書。

(3) 覺救 生没年・系譜未詳。或いは静慶の男か。康治二年(一一四三)三月十二日任阿闍梨(『本朝世紀』)、永万年(一一四五)維摩会の研学(『維摩講師研学豎義次第』(宮内庁書陵部 昭4))。

(4) 覺教 生没年・系譜未詳。平治二年(一一六〇)七月

十四日興福寺上座、応保元年（一一六一）叙法橋（『興福寺三綱補任』）。

(5) 心暁 康和四年（一一〇二）生。系譜未詳。保元三年（一一五八）維摩会の研学、永万元年（一一六五）維摩会の講師（『維摩講師研学堅義次第』（宮内庁書陵部 昭48））。『春日権現験記』には、地藏菩薩の加護を受けていたことが記される。

十六日 庚寅。弘暁に（1）禪閣宇治に入り御す。巳の刻許りに、（頼長）余五条に帰る。今日、清和院の堂の（2）木作始。件の堂は故尼上の為に作る所なり。伝へ聞く。今日、東（守七）宮御元服の定、並びに（3）帯刀試。入内の人、今日叙位すべきの由密詔を承る。仍りて内（実能）府束帯にて相待たるの処、終（イ）差者事云々。故盛（4）実朝臣の息僧、去ぬる十三日死去す。今夕、其の服を着除す。陰陽師泰親。

【校異】

(イ) 終差者事 京一・京二・書三・東「終無力其力差者事」。第二字、諸本不読（国一・書二・東・内五は「差」か）。「其の事無く終はる」と読めばよいのか。

【注】

(1) 禪閣宇治に入り御す 「今朝、入道殿宇治に入らしめ給ひ了んぬ、と云々。」（『兵範記』該日条）。

(2) 木作始 建築に際し、木材を削り始めること。

(3) 帯刀試 東宮坊の武官の選抜試験。近衛の馬場で行われる。「今夕、春宮の帯刀を寄せらる、と云々。鳥羽殿に於いて其の儀有り。右近馬場に向かひて試有り。往反に煩ひ有り、と云々。」（『兵範記』該日条）。

(4) 盛実朝臣の息僧 盛実は、宮内卿正四位下藤原憲輔の男で、頼長の外祖父。母は、権中納言正二位藤原経通の女。応徳三年（一〇八六）十二月八日任藏人（『朝野群載』）、寛治二年（一〇八八）叙爵（『藏人補任』）、康和五年（一一〇三）七月二十五日叙従四位下。遠江守・甲斐守・土佐守等を歴任（『国司補任』）。藤原師通の室や忠実の家司を務めた。該条「盛実の息僧」が誰であるかは未詳だが、頼長にとっては母方の伯叔父にあたるため、服喪した。服喪に関しては、「母かたのおほちハ三月いとま十日〇をちをハ一月いとま二十日」（『簾中抄』服仮）、「母方族外祖父母（四等 三月）舅ラテ（四等 一月）姨ヲハ（五等 無し服）」（『拾芥抄』下 服紀部第十九）などとある。

十七日 辛卯。秉燭に、左少弁頭遠、維摩会の文を持ち来たる。簾前に召して、之を取り、見了りて聴（イ）衆交（イ）名・立義（イ）の得不・氏人見参を返し給ふ。地下の弁為るに依りて、年（イ）分の文を返し給はず。戌の刻許りに民部卿来談す。

【校異】

(イ) 交 底本「失」。書二・内五に「交」とあるに従い、改める。

表未だ返し給はざるの間、内^(実能)府に下すべきの由之を示す。

【注】

(1) 聴衆交名・立義の得不・氏人見参 「会終はりて勅使帰り参り(割注略)、聴衆僧名・論義注記・立義者の得不・明年の立義の解文・年分の文・氏人見参を奉る。此の中、問答^{注二本}・記・立義の解文は家に留め、自余は返し給ふ(割注略)。聴衆交名・立義の得不、外記又進る。即ち、返し給ふ。内侍に付けて之を奏す。」(『北山抄』卷第三 維摩会事)。「聴衆交名」は、維摩会に出仕する聴衆の中、最前列に座る僧の名を記した文書。「立義の得不」は、立義における立者の及落結果を記した文書。又、「氏人見参」に係わつては「凡そ、薬師寺最勝会・興福寺国忌並びに維摩会に参るべし。王氏藤原氏、若し参らざるは、五位已上は新嘗会の節に預からず、六位已下の官は季禄を奪ふ。其の参不は太政官下す所の簿を待ちて知るなり。」(『延喜式』卷十八 式部 上)とある。

(2) 年分の文 金堂試年分度者文。維摩会第六日目に勤修される金堂試経の度者の名を列記した文書。

【校異】

(イ) 来臨し退出せらる 底本「来臨被退出」。諸本中、「臨」とするのは、国一のみ。京一は空白、他本「撰」或いは不読。また、字は、「被」を「取」とする。

【注】

(1) 有官別当 勸学院に属する職名。弁官から選ばれる。

十九日 癸巳。外記、維摩会の文を持ち来たる。見了りて返し給ふ。奏すべきの由⁽¹⁾。

【注】

(1) この下、底本には、「由下恐欠文」の注記がある。

二十日 甲午。禅^(忠表)閣、春日に参り御す。^(頼長)余、今日より明後日に至り、不空羼索陀羅尼を誦す。又、⁽¹⁾誣告の事に依りて僧を川合・北野に籠む。又、⁽²⁾地之宜⁽³⁾北野に籠む。今夕、公⁽³⁾能卿の女入内す。

【校異】

(イ) 誣告の事に依りて 底本「依経告事」。東に「経告」とあること及び十一月十四日条を勘案して、上記の如く改

十八日 壬辰。有⁽¹⁾官別当忠親、興福寺の礼服・玉冠等を持ち来たる。右衛門督^(公能)来^(イ)臨し退出せらる。夜に入りて、藏人治部大輔雅頼を招きて、年分の文を付けて之を奏せしむ。辞

める。

(ロ) 宣 京一・京二・書三・書四・内一「宣」、東「宣」。

【注】

(1) 誣告の事 八月二十七日条に記された、近衛呪詛の風聞を指すか。

(2) 地之宣 分らない。

(3) 公能卿の女入内す 九月二十九日条に照応。公能の女は忻子。「右衛門督公能卿の一女入内せらる。祖父内大臣の沙汰なり。貞信公の青糸毛車を宇治入道殿に申し請はる。」(『兵範記』該日条)、「右衛門督(公能)の女子参内す、と云々(皇后宮の御姉なり)。」(『山槐記』該日条)。

二十三日 丁酉。弘曉に、右大将(兼長)春日に詣づ。今夕、御即位(1)の叙位の儀(イ)、と云々。外記、十年の功を持ち来たる。表を未だ返し給はざるに依りて、外記に返し授く。但し、公家未だ請ふ所を許さず。故に、外記持ち来たる。理に於いて然るべし。

【校異】

(イ) 儀 底本「議」。東に「儀」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 御即位の叙位の儀 『兵範記』は「今夕、御即位の叙

位を行はる。」として藤原公光以下十七名、『山槐記』は「御即位の叙位を行はる、と云々。」として、十五名の叙人を掲げる。

(2) 十年の功 未詳。十年の勞(帳)と同じか。そうであるなら、年勞を積んだ六位で、五位に昇進するべき者を列記した帳簿。外記が勘進する。

二十六日 庚子。弘曉に、堂(1)の棟上・礎の日時を勘へしめ、今日、件の兩事を行ふ。鶏鳴に、洛を出でて(深草に於いて天明く)、辰の時に宇治に到る。先づ、平等院(本堂)に参る。次いで、仲行の直廬(今度、之を以て宿所と為す)に着く。巳(イ)の時に、禅閣(忠実)、春日宮より成樂院(2)に御す。即ち、参入す。仰せに曰はく、二十日より今日に至る七ケ日、御社及び若宮に参る。大将(兼長)、二十三日より三ケ日御社及び若宮・南円堂に参る、てへり。しばらくありて宿所に還る。大将(兼長)、松殿に宿す。今日、風雨の難無し。天子(4)、大極殿に即位す。内弁は太政大臣(実行)、と云々。今夕より、禅閣(忠実)、余(兼長)の為に三十三壇觀音供を修す。今夜、大将(兼長)の居処(五条)に於いて、先づ穀梁(5)を講ず。講師は頼業、問者は憲孝、詩無し(室家の心喪、並びに先朝(近衛)の期年(6)の内に依るなり)。是、八月二十五日の欠を補すなり(先朝(近衛)の穢れの中に依りて之を講ぜず)。次いで、礼記を講ず。講師は憲孝、問者は頼業なり。去ぬる六月二十四日室家(幸子)の中陰に依りて講経を停む。然れども其の欠を補せず。

【校異】

- (イ) 時 京二・書二・東「刻」。
 (ロ) 期 京一・京二・国一・書三・東「暮」、書二・内一・書四・内五「暮」。

【注】

(1) 堂 師子供養のために清和院に建立予定の堂を指す。『為親朝臣記』に上棟行事の具体が録されているが、欠損有り。

(2) 成楽院 宇治平等院の院家の一つである小松殿の御堂。仁平三年(一一五三)八月十七日、頼長は忠実よりこれを譲られ、西殿を直廬とした(『台記』)。杉山信三『藤原氏の氏寺とその院家』第八章 平等院の院家(奈良国立文化財研究所学報第十九冊 吉川弘文館 昭₄)。

(3) 小松殿 【注】(2) 参照。

(4) 天子、大極殿に即位す 『兵範記』は「今日、御即位の事有り。時に一本御書所に御す。予め此の儀の為に、去ぬる二十日遷幸するところなり。」として、即位の儀の詳細を記す。また、『為親朝臣記』も、「今日、青雲遙かに収まり、白日高く晴れたり。御即位の事有り。誠に天の善を与ふ、てへり。」として、即位の儀を記す(ただし欠損あり)。

(5) 穀梁 春秋三伝の一つである穀梁伝。

(6) 期年 服喪して、一周忌がこない内。

二十九日 癸卯。天晴れ、風和ぐ。今日大嘗会(イ)の御禊、節(ロ)下は内大臣(実能)、と云々。

【注】

(1) 大嘗会の御禊 『兵範記』該日条にその詳細が載る。『山槐記』には三十日条に「大嘗会の御禊なり。殿下御車に駕し、御後に候ぜしめ給ふ。」とある。

(2) 節下 節下の大臣。大嘗会の御禊の時、事を執り行う大臣。

三十日 甲辰。未の刻に、宇治より東三条に向かふ。明日より春日祭の斎有り。故に五条に還らず。

十一月小。戊子(イ)。

一日 乙巳(ロ)。五条に於いて月忌(イ)を行ふ。内大臣(実能)・右大将(兼長)・中納言(師長)中將、其の所に向かふ。余(頼長)、春日祭の斎に依りて向かはず。然して、今日魚類を用ゐず。

【校異】

(イ) 戊子 底本「乙巳」。諸本に「戊子」とあるに従い、改める。

(ロ) 乙巳 京二・東なし。

【注】

(1) 月忌 六月一日に死去した嫡室幸子の月忌。

三日 丁未 ⁽¹⁾ 春宮、春日の使を鳥羽に於いて立てらる。亮親隆朝臣、と云々。余 ^(頼長)、故盛実朝臣の息僧の服に依りて奉幣せず。早旦に、外記来たりて曰はく、春日祭の上参らず。てへれば、仰せて曰はく、弁を以て代りと為せ、てへり。

【校異】

(イ) てへり 底本並びに多くの写本「者」、書四「云々」、内一「玄」^{者カ云々カ}。

【注】

(1) 春宮、春日の使 「今日春日祭。春宮の使立つ。亮親隆朝臣。飾馬、引馬、手振、馬副、雑色（赤色）等法の如し、と云々。但し、院の御馬並びに籠等^籠を賜はず。又、御見物無し、と云々。近衛院青年の故なり。今日、宮の御衰日為りと雖も、前例に依りて憚られず、と云々。」（『兵範記』該日条）。『為親朝臣記』も欠損は多いが詳細を載せる。

(2) 故盛実朝臣の息僧の服 十月十六日条の記述に照応。

【補説】

九月十五日に死去した忠通の嫡室宗子の四十九日の仏事がこの日法性寺殿で営まれている。『兵範記』はその詳細を記すが、頼長は触れるところがない。

四日 戊申。春日祭なり。奉幣せざるに依りて今日川原に於いて由祓を修す。

【校異】

(イ) 日 京二「夕」、東「夕」^{日イ}。

【注】

(1) 春日祭 「春日祭。（略）長者前左府、傍親の服仮に依りて神馬を立てず。」（『兵範記』該日条）。なお、春日祭における近衛府使、春宮使の神拝の様については『為親朝臣記』に詳しい。

五日 己酉。梅宮祭。軽服に依りて奉幣せず、由祓を修す。皇后宮少属貞俊来たりて云はく、院^(鳥羽)御廟^(イ)に於いて臥し^(口)御すの後、御惱氣有り、てへり。今夜、座主行^(イ)玄入滅す（年五十九）。

【校異】

(イ) 廟 京二「廟」^{廟カ}。

(ロ) 臥 京一・書三・東「仆」、京二「仆」。

【注】

(1) 行玄入滅す 「今夜、前大僧正入滅。年五十九、と云々。」(『兵範記』該日条裏書)。行玄については、九月九日条に、病により座主を辞したことが見える。

六日 庚戌。未の刻に、皇后宮(多子)に参る。次いで、高陽院に参る。次いで、(イ)故尼上(師子)の墓に向かふ。次いで、同遺骨所に向かふ。次いで、五条に還る(途中に於いて秉燭)。宇治(忠美)より御書を賜はりて曰はく、院(鳥羽)の御悩に依りて今日鳥羽に参るの間、座主(行玄)の事を聞き、俄(1)に止む、と。今夜、五条に於いて御堂御八講の僧名を定む。有成朝臣執筆す。

【校異】

(イ) 尼上 内五(尼カ)。上(上)、書二「足上」、他本「上」。底本並びに内五の傍記に従う。

【注】

(1) 俄に止む 行玄は、師実の男で、忠実の叔父。忠実は叔父の死により軽服となるため、院参を中止した。行玄は、法験著しい僧として聞こえていたが、忠実が瘡を煩った折、衆徒に加持を代行させたため、忠実が「大怒被出怨」ことも過去にあった(『本朝世紀』康治二年七月四

日条)。

(2) 御堂御八講 藤原道長供養のために、十一月三十日から十二月四日にかけて行われる法成寺御八講。「四日。法成寺御八講終事(去ぬる月晦日に始む。入道殿の御忌。二日上官彼の寺に参入。講師一人。聴衆三十人)。」(『師元年中行事』十二月)。

七日 辛亥。召しに依りて宇治(1)に参る。

【注】

(1) 宇治に参る 「左殿(頼長―稿者注) 七日に宇治に入り御す。」(『為親朝臣記』九日条)。

十日 甲寅。平等院に参る。禅閣(忠美)の仰せに依りて、勘当の輩を免ずるの長者宣を下す(興福寺・金峯山・多武峰)。

【注】

(1) 勘当の輩を免ずるの長者宣 『為親朝臣記』(該日条)により、この長者宣が、内覧宣下祈願の一環としてなされたことが分かる。

十二日 丙辰。余(頼長)、師長を伴ひて五条に帰る。其の次いでに平等院に参る。禅閣(忠美)、鳥羽(実能)に参る。宿所は内府の直廬なり。今日、辰の日なり。座主(行玄)の服を除くの後、始めて参

り御す。憚り有るの由憲榮朝臣申す所なり。余（賴長）、申して云はく、永承三年五月七日、二条関白室家の喪に遭ふの後、始めて参内す（彼の記に見ゆ）。彼の日辰なり。其（イ）の忌み無きか。之に因りて参り御す。

【校異】

（イ）其書二・内五「御」。

【注】

（1）憚り有るの由 この根拠未勘。
 （2）永承三年五月七日 二条関白教通の室は、三条天皇の皇女禊子内親王。永承三年（一〇四八）閏正月二十九日死去。教通が除服後（妻の死の服喪期間は三カ月）の永承三年五月七日に初めて参内した事実を確認することはできないが、当日が辰（甲辰）であったことは事実。

十三日 丁巳。禪閣（忠孝）、鳥羽より高陽院に参り御す。夜に入りて余（賴長）亦（イ）彼の院に参宿す。

【校異】

（イ）亦京一なし。

十四日 戊午。午の刻許りに東（一）三条に向かふ。夜に入りて民部卿来たる。やや久しく言談す。今日より二十日に至り、

毎日八社を遙拝す。近（イ）くは石清水・賀茂・稻荷・春日・日吉・梅宮・北野・川合なり。此の中、北野・川合は誣告（ロ）を祈願す。若し、頭れ難くは内覧の事成（三）るべきの由申す所なり。余（ホ）の六社は唯内覧の事を祈る。石清水・賀茂・春日に、願成らば競馬を具して参るべきの由を申す。北野に、願成らば神宝・金銀幣・馬を献すべきの由を申す。川合に、願成らば金銀幣・馬を献すべきの由を申す。又、毎日隼の宝前に詣づ（七ケ日）。

【校異】

（イ）近京二・東「近本」、内五「近」。
 （ロ）誣告京一「経告」、京二・書三「経吉」、書二「巫告」、東「経告」、内五「誣告巫カ」。
 （ハ）頭東「願」。
 （ニ）成るべきの由 底本「可成其由」。京二・東に「可成之由」とあるに従い、改める。
 （ホ）余の六社は 底本「余亦社頭」。京一・書三に「余六社者」、京二・東に「余六社」とあるに従い、改める。
 （ハ）川書二「河」。

【注】

（1）東三条に向かふ 「今日、左殿に参る（時に東三条）。一昨日夕、宇治より還御上る。殿に参上の処、今朝此の殿に渡り御す所なり。」（『為親朝臣記』該日条）。

十五日 己未。晩頭^(イ)に高陽院に参り禪^(忠表)閣の御前に候ずるの間、蔵人治部大輔雅頼来たりて曰^(ロ)はく、中納言中将^(師長)清暑堂の御遊に琵琶を弾くべし。てへれば、即ち、中納言^(師長)謁して之を承る由を奏す。深更に余^(頼長)東三条に帰る。

【校異】

(イ) 頭 字はなし。

(ロ) 曰 字「云」。

【注】

(1) 清暑堂の御遊 大嘗会の後、この堂で神楽などが行われる。なお、師長は琵琶を始め器楽の名手として名高い。磯水絵「師長尾張国被流給事について」(『延慶本平家物語考証』二(新典社 平5)。後、『説話と音楽伝承』(和泉書院 平1²)に再録)参照。

十六日 庚申。未の刻に、幣⁽¹⁾帛・神馬・乗尻を吉田に奉る。使は勾当源有忠なり。余^(頼長)、心喪服を用ゐる。皇后宮^(多子)は重服、仍りて余^(頼長)祭事を行ふ。上卿は右衛門督公能なり。夜に入りて、内^(実能)府・左衛門督^(重通)・中納言^(師長)中将入り来たり、申の刻に、右大将^(兼長)来たる。吉田に奉幣す。吉服を用ゐる。今日、須く幣⁽²⁾等を日吉に奉るべし。而れども、延⁽³⁾暦寺の衆徒の愁^(イ)未だ散ぜざるに依りて之を奉らず。但^(ロ)し、敬神の為に

笏を把りて揺拝す。深更に老子を講ず。講師は師尚、問者は憲孝。晩頭^(ロ)に禪^(忠表)閣宇治に入り御す。

【校異】

(イ) 愁 京二「懇^{愁カ}」、他本「懇」。

(ロ) 但し 底本にはないが、京一・京二・書三・東に「但」とあるに従い、補う。

(ハ) 晩 書二「暁」。

【注】

(1) 幣帛・神馬・乗尻を吉田に奉る 当日は吉田神社の祭礼。吉田神社については、『二十二社註式』に「或いは云はく、人皇五十六代清和天皇貞観年中鎮坐。中納言山蔭卿始めて之を渡し奉り勸請す、と云々。」と見える。「中申日。吉田祭事(当日使立つ。二申有らば、下申を用ゐる)。二宮吉田祭の使を立つる事。撰関家吉田祭の神馬を立つる事」(『師光年中行事』十一月)。当日のことは『為親朝臣記』に「今日、殿に参る。吉田祭に依りて神馬を立てらる。未の刻に此の事有り。其の義常の如し。殿下の御装束(心喪の御装束)。陪膳は大内記遠明、役送は頼定、使は勾当有忠。神馬十列を引き立つ。常の如し。」と見えている。

(2) 幣等を日吉に奉るべし 当日は、日吉臨時祭の日でもあった。「同日(中申日)。日吉祭事」(『師遠年中行事』

十一月。

(3) 延暦寺の衆徒の愁 加賀国林大夫光家の赦免を不服とした延暦寺の大衆は、久寿元年（一一五四）九月初頭頃、日吉社頭に蜂起し、このことを執奏した頼長を呪詛した。山僧の意を汲んだ鳥羽院は、再度光家を拘禁した。この確執が今に尾を引いている。『兵範記』久寿元年九月三日条、『台記』久寿二年四月十九日条参照。

【補説】

撰関家による吉田祭への神馬奉納は恒例ではなく、奉幣のみの年も少なくなかった。ただ、この祭りは氏長者の主催するもので、『本朝世紀』仁平二年四月二十四日条、頼長の父忠実も兄忠通もしばしば神馬を奉納した（『殿暦』『中右記』等）。頼長も前年の久寿元年（一一五四）十一月二十三日に続いて今年も神馬を奉納したのだが、この時点における頼長の立場は前年とは大きく異なっていた。左大臣の辞表は保留されたままで内覧の宣旨も下らず、執政の立場にはもはやなかつたのである。しかし、氏長者であることを根拠に、かつ官界返り咲きの祈願を込めての神馬奉納であったかと思われる。

十七日 辛酉。師長始めて先院（鳥羽）に参る。次いで参内し（一本御書所）、右仗(イ)に着す（尋常は左衛門陣なり）。八月以後、未だ出仕せず。須く(申)文有るべし。而れども弁候(申)ぜざるに依りて此の事無し。次いで(申)殿上に参りて(三)玄上

を見、次いで東三条に来たる。

【校異】

(イ) 参 京一・京二・書三・東「朝参」。
 (ロ) 次いで 底本にはないが、諸本に「次」とあるに従い、補う。

【注】

(1) 右仗 右近衛府の官人が警護に当たる場所。右近の仗座。
 (2) 申文 廷臣が官庁或いは上位者に提出する文書。
 (3) 玄上 琵琶の名器の名。玄象とも。十一月二十五日に予定されている清暑堂御神楽で琵琶を演奏するための下準備である。

二十日 甲子。幣(イ)帛・神馬・乗尻を大原野に奉る。使は舍人助藤仲頼(二)なり。余(頼長)、心喪服を用ゐる。祭事は余(頼長)行ふ所なり。上卿は左兵衛督忠雅なり。伝へ聞く。中納言中將参内し、玄上を調ふ。又、勅を奉じ宇佐(三)の神宝を作り始むること、並び(イ)に同使進発の日時を勘へ申さしむ。と。今日、余(頼長)、八社を拝すること、並び(ロ)に隼の宝前に詣づること七ケ日了んぬ。鹿島(四)・香取を遙拝し内覧の事を祈る。立願して日はく、祈る所成らば神宝を調へ献ずべし、と（二社俱に之を立つ）。

【校異】

- (イ)並 京一・京二・書二・書三・東「并」。
 (ロ)竝 諸本「并」。

【注】

- (1)幣帛・神馬・乗尻を大原野に奉る 「中子日。大原野祭事(当日使立つ。若し二子有らば下子を用ゐる)。二宮使。関白家神馬。」(『師元年中行事』十一月)。大原野は大原野神社。「大原野(山城国乙訓郡。式外)。四座(本イ(地垂)跡同(春日)。」(『二十二社註式』)。

- (2)藤仲頼 生没年未詳。安芸権守従五位下藤原義経の男。久安六年(一一五〇)正月十九日多子の侍所長者となる(『台記別記』)。また、久寿元年(一一五四)十二月二十五日、「優勤勞」を認められて師長の勾当に任じられた(『台記』)。大舍人助より保元三年(一一五八)十一月二十六日任兵部丞(『兵範記』)。「院判官代 従五下」(『系図纂要』)。

- (3)宇佐 「宇佐八幡宮(延喜神祇式に曰はく、豊前国宇佐郡)」。三所。一 八幡(大神)。二 比賣神。三 大帯姫(廟)神(神功皇后息長足姫)。(『二十二社註式』)。
 (4)鹿島・香取 「武甕槌神(是甕速日神之子。今常陸国鹿嶋神是也)」、「経津主神(是磐筒女神之子。今下総国香取神是也)」、「古語拾遺」。『大鏡』(第五)は、藤原鎌足が常陸国の出生で、氏神を鹿島に祭ったことを始原と

するが、遠方であるため、後に大和国春日に遷座、さらに大原野、続いて吉田に遷座したと記し、鹿島↓春日↓大原野↓吉田の流れを説いている。

二十一日 乙丑。申の刻許りに高陽院に参る。しばらくありて皇后宮(多子)に参る。次いで、東三条に還る。今夜、帳代(1)の試、出御有り。関白(忠通)・内大臣(実能)・大納言公教・中納言公能、之に従ふ、と云々。五節(2)、五ヶ所皆(イ)暁に参る。殿上淵醉(3)・童御覽(ロ)在るべからず、と云々。

【校異】

- (イ)皆 京一「此」。
 (ロ)在 京一・書三・書四・東「有」。

【注】

- (1)帳代の試 五節第一日の丑の日に天皇が舞姫の下稽古を見る儀。

- (2)五節 五節の舞を中心とする行事。十一月の丑から辰の日の四日間行われる。

- (3)殿上淵醉・童御覽在るべからず 殿上淵醉は、五節第一・二・三日の寅・卯日に、天皇が殿上人を殿上(1)の間に召して催する酒宴。童御覽は、五節第三日の卯日に、舞姫に従う童女とその女房を清涼殿に召す儀式。「雲客乱舞の事無し。近衛院并びに関白の室の事年中の為か。是長元九

年の例、と云々。」（『兵範記』該日条）、「殿上の淵酔并びに袒裼等の事無し。」（同記二十一日条）。

二十二日 丙寅。今夜御前の試、又、大嘗会叙位の儀有り、と云々。

【注】

(1) 御前の試 五節第二日の寅日に、天皇が舞姫の舞を見る儀。「次いで御前の試の事有り。其の儀例の如し。但し、雲客乱遊の事無し。」（『兵範記』該日条）。

(2) 大嘗会叙位の儀有り 『兵範記』（該日条）に「今夜、大嘗会叙位を行はる。執筆春宮大夫（宗能）」として、叙人の名が掲げられている。『為親朝臣記』も同様。

二十三日 丁卯。夜に入りて皇后宮（多子）に参る。次いで、高陽院に参り宿候す。伝へ聞く。標山（1）を引くの間、悠紀山（2）を見物の車に引き懸け、其の山破摧す、と云々。一本御書所より廻（3）立殿に行幸の間、内大臣（実能）・大納言宗能・参議雅通（4）小忌を着し供奉す。中納言季成（5）ト食（実能）と雖も参らず、と云々。廻立殿より大嘗宮に遷御の間、内大臣前行す。関（忠通）白候ぜられず。（宗子）妻の服に依るか。民部卿（宗輔）・中納言中将（師長）、大忌の幄（6）に候ず、と云々。

【校異】

(イ) 季 底本「秀」。諸本に「季」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 標山 装飾を施した山形で、斎場から引く。悠紀山と主基山がある。

(2) 悠紀山を 「悠紀方山頗る□朱雀門前にて車に当たり顛倒す、と云々。」（『山槐記』該日条）。

(3) 廻立殿 天皇が祭服を着る建物。

(4) 小忌 小忌衣（をみごろも）。大嘗会などで、神事に奉仕する官人が斎戒をして着る衣服。「檢校春宮大夫以下、小忌を着して供奉す。」（『兵範記』該日条）。

(5) ト食 うらばみ。「代々の始には大嘗会といひ年ことをは新嘗会と申也ト食の人々摺衣日陰を着す。（略）ト食の人々摺衣日陰を着すトハトニ合人小忌ヲ着是神事ノ衣服也」（『公事根源愚考』第十）。

(6) 大忌 おほみ。軽い斎戒。厳しい斎戒の「小忌」に対する語。

二十四日 戊辰。巳の刻（多子）に皇后宮に参り、五条に帰る。伝へ聞く。内弁（1）は内大臣（実能）、関（忠通）白は御後に候ぜらる、と云々。

【注】

(1) 内弁は内大臣 当日は悠紀の節会の日。その内弁を実能が勤めた。

(2) 関白は「申の剋に殿下昇らしめ給ふ。」(『兵範記』該日条)。

二十五日 己巳。今夜、清⁽¹⁾暑堂御神楽なり。大雨暴風雷鳴、人之を奇む。内弁は民部^(宗輔)卿なり。但し、御遊の時内大臣^(実能)参候す、と云々。如何。御遊の間、主^(後白河)上、大床子に御す。民部^(宗輔)卿陪膳、拍子内大臣・大納言公教、笛中納言公能、和琴⁽³⁾資賢⁽²⁾朝臣、箏⁽³⁾季行朝臣、箏大納言宗輔、琵琶中納言師長、笙⁽⁴⁾信能。

【注】

(1) 清暑堂御神楽なり このことは『兵範記』『山槐記』にも見える。「昇廊に於いて清暑堂^{マヤ}御楽有り。此の間、風雨雷鳴。内大臣、権大納言公教卿等、本末拍子を取る。右衛門督公能卿大笛を吹く。讃岐守季行朝臣箏を吹く。上総守資賢朝臣和琴を弾く。(裏書)御神楽付哥。右近衛権少将実定朝臣、侍従信能、右近衛権少将実国、次いで御遊。内府以下の所作前に同じ。中納言中将師長卿琵琶(玄上)を弾く。侍従信能笙を吹く。箏は民部卿宗輔、右少将実国笛を吹く。」(『兵範記』該日条)。

(2) 資賢 永久元年(一一一三)〜文治四年(一一八八)。宮内卿従三位源有賢の男。母は備中守高階為家の女。権大納言正二位に至る。この時は上総介。『平家事典』参照。

(3) 季行 永久二年(一一一四)〜応保二年(一一六二)。

刑部卿正四位下藤原敦兼の男。母は修理大夫正三位藤原頭季の女。中宮亮従三位に至る。この時は讃岐守。『新大系人物』参照。

(4) 信能 保延五年(一一三九)〜文治五年(一一八九)。内大臣正二位藤原宗能の男。母は権中納言正三位藤原長実の女。長寛二年(一一六四)六月十五日に宗家と改名。権大納言正二位に至る。この時は権右少将・侍従。

二十六日 庚午。伝へ聞く。内弁は内大臣^(実能)なり。或いは日^(イ)はく、卯日・辰日^(ロ)竝びに今日、内大臣^(実能)失錯甚だ多し。上下咲を含む、と云々。節会了り、小安殿より高松殿に行幸、と云々。

【校異】

(イ) 或いは日はく 底本「式日」。京一・京二・書三・東に「或日」とあるに従い、改める。

(ロ) 竝 諸本「并」。

【補説】

該日条に記す実能失錯、及び二十五日条の「内弁は民部卿なり。但し、御遊の時内大臣参候す、と云々。如何。」との筆致には、舅実能に対する頼長の反感がほの見えはしないか。頼長が望んだ春宮傳(『台記』九月七日条)を手に入れ、孫女の忻子を後白河に入内させ(十月二十日)、大嘗会の内弁を勤

めるなどして、頼長を閉め出した新体制内で着実に地歩を固めてゆく実能の処世を苦々しく思う頼長の心情がかいま見られるのではないか。なお、『中外抄』には、賀頼長の冷遇に耐えた実能を賞する忠実の言が書き留められている。

二十七日 辛未。中(師長)将宇治に参る。今夜、小除目。範兼(1)・俊憲(2)（兩人五位）を以て東宮(3)学士に任ぜらる、と云々。

【注】

(1) 範兼 嘉承二年（一一〇七）～長寛三年（一一六五）。式部少輔従四位下藤原能兼の男。母は兵部少輔高階為賢の女。刑部卿従三位に至る。儒者で歌人。賀茂社に信仰篤かった話（『古事談』第五）、歌語について藤原清輔に論破された話（『無名抄』『袋草子』）などが伝えられている。

(2) 俊憲 保安三年（一一二二）～仁安二年（一一六七）（『山槐記』仁安二年四月十日条に拠る）。藤原通憲（少納言入道信西）の男。母は近江守高階重仲の女。参議正四位下に至る。平治の乱により出家・配流、一カ月後召還。『新大系人物』参照。

(3) 東宮学士に任ぜらる 九月二十三日の立太子の儀で保留された春宮学士が本日任命された。

二十八日 壬申。(泰子)高陽院、今春より煩ひて、食せざること今

に平癒せず。近日、増氣有り。仍りて、禪(忠実)閣、宇治より渡り御す。中將(師長)、五条に帰る。

二十九日 癸酉。未の刻に、高陽院に参る。申(忠実)の刻に、禪閣宇治に還り御す。夜に入りて、余(頼長)、退出す。御堂御八講常の如し。講師仁王講を献ず。中納言中將(師長)の外、上達部参らず。余(頼長)参らず。

【校異】

(イ) 申 底本「午」。諸本に「申」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 御堂御八講 本日、法成寺御八講が始行された。「法成寺御八講始むること、例の如し。左府参らしめ給はず。月来より御籠居なり。」（『兵範記』該日条）。

十二月小。己丑。

一日 甲戌。早旦に、内(実能)府来たりて南殿奏の作法を問はる。次いで、民部卿(宗輔)曰はく、今日の旬(1)、大臣参らず。愚臣奏に候べきの由を雅頼告げ送る。而れども、官奏の作法未だ習ひ知らず。願はくは教へを蒙らん。てへれば、答へて曰はく、今旦、内大臣来たりて参る由を示さる。然れば、貴下(宗輔)何ぞ奏に祇候せんや、と。上達部、御堂に参らず、と云々。立(2)義無し。長元九年の例なり（二一東記に見ゆ）。夜に入りて月

忌を行ふ。了りて、大將^(兼長)、皇⁽³⁾后宮宣旨の冷泉宅に移り住む。今日、天^(後白河)皇初めて南殿に出で御す。事訖りて、公卿鳥羽に参る。東宮御書始^(守仁)有り。次いで、東宮入内^(守仁)。中納言中将供奉す、と云々。後に聞く。今日の旬、関白^(忠通)の仰せに依りて内府^(実能)の参るを待たず、民部卿を以て上首と為して事を始めらる。其の後、内府^(実能)参入す、と云々。先例は、代始めに官奏・庭立奏有り。今日、此等の事無し、と云々。後日、春宮亮親隆朝臣来たり、語りて曰はく、御書始、師^(守仁)は範兼、尚復は修理亮藤俊光なり。太子青色の袍を着し御す。関白^(忠通)已下御前の座に候ず。事了りて、関白^(忠通)以下殿上座に着し、盃酌の事有り。範兼、公卿の末に着して朗詠⁽⁸⁾すと。

【校異】

(イ) 何ぞ奏に祇候せんや 底本「何初候奏乎」。京一に「何祇候奏乎」とあるに従い、改める。

(ロ) 二 底本「仁」。京一・書二他に「二」とあるに従い、改める。

(ハ) 有 書二「在」。

(ニ) 日 書二「云」。

(ホ) 以 諸本「已」。

【注】

(1) 旬 即位後の万機の旬。

(2) 立義無し。長元九年の例なり。この度の法成寺御八講に立義が実施されなかつた先例を頼長は藤原教通の日記『二東記』長元九年(一〇三六)に求めているが、今この裏付けを取ることとはできない。ただし、『兵範記』(四日条)は「長者左府参らしめ給はず。両宗の堅義無し。蓋し、是白川院の御時、当時入道殿長者の間、勅勘御籠居の年、参らしめ給はず。又、堅義なきの例、と云々。」と、堅義(立義)のなかつた理由を、氏長者頼長の籠居・不参に求めるかのごとくである。右掲『兵範記』の「入道殿」「勅勘御籠居の年」とは、忠実が長女勲子(後に泰子と改名)の入内問題に係わつて、白河院の怒りをかき、長い籠居に入ることとなつた保安元年(一一二〇)を指そうか。「今夕、御堂御八講形の如く行はる、と云々。(略)御堂堅義無し、と云々。」(『中右記』保安元年十一月二十九日条)。

(3) 皇后宮宣旨 生没年・系譜未詳。

(4) 今日、天皇初めて南殿に出で御す 「旬の節会なり。天皇、即位以後初めて南殿に出で御し、此の儀を聞こし食す。」(『兵範記』該日条)。

(5) 東宮御書始有り 「東宮御入内。同御事始。」(『為親朝臣記』該日条)、「東宮御入内。学士俊憲始めて御読に侍る、と云々。」(『山槐記』該日条)。「兵範記」はその儀を詳述する。

(6) 先例は、代始めに 「代始めに南殿の奏有りと雖も、

本殿の奏に於いては蔵人所に於いて官奏を行ふべき日を勘へ、奏者に給ふ、と云々。奏者之を留め、更に弁官に下されず、と云々。」（『北山抄』卷第三）。庭立奏は官奏を含めた句政（『古事類苑』政治部一所引『江次第記聞』）。

(7) 師は範兼、尚復は修理亮藤俊光なり。「侍読は式部少

輔範兼、尚復は修理亮藤俊光」（『兵範記』該日条）。俊

光は皇后宮大進従四位下藤原資憲の男。母は崇徳院女房

阿波。本名経光。永治二年（一一四二）正月二十三日任

諸陵少允、久安三年（一一四七）五月二十日給料宣旨、

同年十二月二十一日任修理亮（以上『本朝世紀』、久寿

三年（一一五六）正月七日任蔵人、同二十八日任式部大

丞、保元年間に皇后宮権大進、仁安三年（一一六八）正

月六日叙正五位下（以上『兵範記』）。

(8) 朗詠す。「次いで、上首の気色に依りて、学士範兼朗詠を献ず（佳辰令月の句）。」（『兵範記』該日条）。

二日 乙亥。民部卿・中納言中将、堂に参る、と云々。子の

刻許りに、成雅朝臣来たりて曰はく、内侍所の御神楽に依

りて参内す。禁中に於いて雅頼語りて曰はく、今夜、左大臣

出仕せしむべきの勅を奉ず。夫れ、表を返し給ふべきを料

り知るか、と（已上、雅頼の詞）。此の事を申し述べんために

馳せ参る所なり、と。

【注】

(1) 内侍所の御神楽。「今夜、内侍所の御神楽。主上、出で御す、と云々。」（『兵範記』該日条）、「内侍所の御神楽を行はる（高松殿と、云々）。」（『山槐記』該日条）。両記共に召人の名を列挙する。

(2) 表を返し給ふべきを。頼長が去る五月十日に提出した

左大臣の辞表に対しては、通例却下する意味での返表、

或いは、許否の勅答がなされるが、放置された状態が続

いている。該条、あいも変わらぬ成雅の諂諛。頼長はこ

うした成雅の言に踊らされ続ける。

三日 丙子。民部卿・中納言中将、御堂に参る、と云々。夜

に入りて、大将吉服にて入り来たりて曰はく、今日、高陽院

日吉に奉幣す。彼の院に参るに依りて吉服なり。又、今夜信

雅致仕す。是已に吉事なり。仍りて吉服にて参入するなり、

と。戌の刻に、信雅（布衣）参入す。此の間、心喪服（盛憲）

・従服（敦任・憲親・雅亮）の輩、皆吉服を着す。次いで、

信雅を召す。信雅参り上り、前に在り。此の間、大将已下

出でて南弘廂に在り。即ち、信雅退出す。経憲・憲忠

口脂燭にて前行す。大将、之を送りて中門の廊に至る（信

雅除する時大将又除す）。成雅朝臣已下、車の下に至り、

憲親車の簾を褰ぐ。今夜、上日の衆皆参り会ふ。但し、親

佐は亡母の一周忌日に依りて参らず。上日の衆の外会する

者は成雅朝臣・邦綱・孝能（故人）・敦周・資長なり。

中将は此の亭に在りと雖も、重服に依りて之を送らず。信

雅出でて後、盛憲に三島^(ホ)莊を預く(下文を賜ふ)。今夜、須く替えを補すべし。而して補すべきは親佐なり。忌日^(ク)の憚り有りて之を補せず。

【校異】

(イ) 廂 書二「庇」。

(ロ) 諸本も底本と同様に空白。

(ハ) 又 諸本「夫」。その中、京二「夫」^本、書四「夫」^{未カ}、内

五「夫」。

(ニ) 日 京一・京二・書三「月」、東「月」^日。

(ホ) 莊 京一・京二他「庄」。

(ヘ) 忌日の憚り有りて之を補せず 底本「有忌日軽(○軽

或当作小字)不補之」とするが、京一・東が「軽」を「憚」

とするに従い、改める。ただし、内一以外は「忌日」を

「忌月」とする。

【注】

(1) 信雅 生没年未詳。権大納言正二位源頭雅の男。周防

権守(『台記』『兵範記』)を経て、頼長の推挙により昇殿

(『本朝世紀』仁平三年五月十六日条)、久寿元年(一一五

四) 正月五日叙従五位上(『兵範記』)。

(2) 従服 主人等の服喪に近習が倣うことをいうか。

(3) 上日 出勤日。

(4) 親佐 生没年未詳。駿河守従五位下藤原行佐の男で、

頼長の漢学の師成佐の弟。頼長主催の輪講にしばしば出席。「八条院判官代 散位従五下 改盛佐」(『尊卑分脈』)。

(5) 邦綱 保安三年(一一二二)〜治承五年(一一八二)。

左馬助従五位上藤原盛国の男。母は散位藤原公長の女。

権大納言正二位に至る。『平家事典』参照。

(6) 孝能 嘉保元年(一一〇九)生。従四位下藤原能仲の

男。母は筑前守源兼俊の女。頼長の門人として輪講にし

ばしば出席。「孝能の才当世に秀づ」(『台記』) 康治二年六

月二十一日条)、「其の才日に新た」(同天養二年六月四日

条)などと賞されている。保延二年(一一三六)十一月

六日には、従五位下に二十八年間あるを嘆き、普賢堂参

詣を条件に加階を頼長に懇請している(『台記』)。天養元

年(一一四四)七月、頼長の職事を致仕(『台記』)。「乃

登権守 従五上 本名能政」(『尊卑分脈』)。

(7) 敦周 元永二年(一一一九)〜寿永二年(一一八三)。

文章博士従四位上藤原茂明の男。母は日向守中原広俊の

女。永治二年(一一四二)正月十四日毅倉院学問料宣旨、

康治二年(一一四三)五月二十六日文章得業生、久安四

年(一一四八)正月二十八日掃部助より任式部少丞、同

五年(一一四九)六月四日叙爵(以上『本朝世紀』)、久

寿二年(一一五五)正月六日叙従五位上(『兵範記』)、長

寛元年(一一六三)十二月任大内記、同三年(一一六五)

正月兼因幡権介(以上『大間成文抄』)、仁安三年(一一

六八)正月十一日任弾正大弼(『兵範記』)、承安四年(一一

一七四）正月二十一日兼文章博士（『山槐記』除目部類）、治承四年（一一八〇）四月二十一日、彈正大弼を辞し叙正四位下（『吉記』）、同五年（一一八一）三月二十六日任越前介（『吉記』）。その才学についての話が、『古事談』（第六 亭宅諸道）、『古今著聞集』（巻第四 文学第五）に載る。

（8）三島莊 摂関家渡領の一つで、現在の奈良県天理市三島町付近にあった莊園。

四日 丁丑。（宗輔）民部卿・中納言中将、御堂に参る、と云々。五ヶ日間、（多子）皇后宮の官司輕服を着し、御堂に参る。俊通・師（1）光亦同じ（先帝の御服）。盛憲心喪服を服す（（近衛）故尼上の喪服を除くと雖も、暮年此の服を用ゐる）。

【校異】

（イ）故尼上 諸本「故上」とするが、底本に従う。

【注】

（1）師光 生没年未詳。大納言正二位源師頼の男。母は、大納言正二位藤原能実の女。久安二年（一一四六）正月五日叙従五位上（『本朝世紀』）、仁平元年（一一五一）二月二十七日昇殿（『台記』）。官は、侍従、右京権大夫を経て仁安三年（一一六八）正月十一日任河内権守（『兵範記』他）。頼長は、師頼を学問の師としたことより、その息の

師光を猶子としていた（『台記』仁平元年二月二十三日、三月二十四日条）。「件の人、和歌の外、他芸無し。」（『玉葉』治承五年閏二月十四日条）。

五日 戊寅。（宗輔）民部卿来たり語りて曰（1）はく、朔日の旬、大弁参らざるに依りて官奏無し。出居、師仲朝臣、作法甚だ優、亦失（2）錯無きなり、と。

【校異】

（イ）曰 書二「云」。

（ロ）失錯無きなり 底本「無失錯也」。諸本「無失錯者」。

【注】

（1）大弁 時に左大弁は藤原資信、右大弁は藤原朝隆（『弁官補任』）。

（2）師仲 永久四年（一一一六）承安二年（一一七二）。権中納言正三位源師時の男。母は、大納言正二位源師忠の女、或いは俊綱の女とも。権中納言従二位に至る。『新大系人物』参照。

七日 庚辰。晩頭に高陽院に参りて宿候す。御惱滅無し。

八日 辛巳。夜に入りて（宗輔）民部卿参入し、明日の儀を問はる。戌の刻許りに、東三条に向かひ、深更に沐浴す。

【校異】

(イ) 許 書二なし。

九日 壬午。天晴れたり。今日、^(イ)皇太子元服を加ふ。^(守仁)加冠は内大臣^(実能)(傳)、理髪は中納言忠雅(別当・左兵衛督)なり。深更に中納言^(師長)中将来たりて、太子^(守仁)の作法優美の由を^(イ)語る。今日、無言にて心経を写す(墨字)。了りて南京に遣はし、^(ロ)以

兼を導師と為し、春日の宝前に於いて供養せしむ(明日・明

後日亦同じ)。又、今日より心経を読み、春日に奉る(明後日

千巻を満じ、之を止む)。又、今日より同経を読み北野に奉る。

今日より限るに五七日を以て、高陽院^(泰子)の御惱を救はん為に隆勝をして千手供を修せしむ。今日、範長⁽⁴⁾の方^(イ)広立義、と云

々。

【校異】

(イ) 語 京二・東「語曰」。

(ロ) 以兼 京二「以兼^本」。

【注】

(1) 皇太子元服を加ふ この儀については『兵範記』該日条に詳しい。

(2) 以兼を導師と為し 底本「以兼為導師」。以兼は系譜未詳。或いは、脱字があるうか。例えば本来は「以兼祐為

導師」の如くであったか。

(3) 隆勝 生没年・系譜未詳。或いは権中納言正三位藤原頭隆の男か。久寿三年(一一五六)三月三十日任権律師

『兵範記』『山槐記』。

(4) 方広立義 方広会で行われる立義(堅義)。方広会は、

十二月八日興福寺で修される方広経の講説を行う法会。

範長が、方広会立義(堅義)の立者(堅者)を勤仕し、

試験を受けた。

十一日 甲申。禪^(忠美)閣、宇治より出で御す。高陽院^(泰子)の御惱滅

無きに依るなり。子の刻に、衣冠(吉服)にて北野に詣で、

白妙の幣(一串)を奉る。権寺主^(イ)相円祝を申す。次いで、菅登宣祭文を読み了んぬ。御殿の^(イ)隔子の内を押し、余^(頼長)、

宝前に通夜し、心経を読む。藤氏長者御前の舞人等を具せず

密々に神社未だ先例を聞かず。而れども、^(ロ)誣告を恐るるに依りて例の有無を問はず、^(イ)日の吉凶を問はず参る所な

り。

【校異】

(イ) 隔子の内 底本「隔子内」。京二・書三・東「隔子」。

(ロ) 密々に神社 底本「密々(○此間恐有脱字)神社」。た

だし、諸本、底本文と同。

(ハ) 問はず 底本「不問」。諸本「不知」。諸本に従うべきか。

【注】

(1) 相円 生没年・系譜未詳。竹居明男「北野別当に関する基礎的考察」(『人文学』一七〇号 平¹³・十二) 参照。

(2) 誣告を恐るる 八月二十七日条に記された、近衛帝呪殺の誣告を晴らすための祈誓。頼長は北野・河合社にこの件を祈誓している(『台記』十一月十四日条)。「召しに依りて殿に参る(時に東三条)。御前に召し、密事を仰せらる。日来云々(先帝呪咀の事虚説の言を以て近日風聞)

の外、又不可説已に語り出で来た。去ぬる八日院より入道殿に注し仰せらるる子細申し仰せらるるの間、昨日過ぎ了んぬ。聞き及ぶに随ひて左右無し。去ぬる十日北野社に参詣する所なり。若し遅々せしむれば事を伺ふに似たり。仍りて日の善悪を顧みず、且つは伐日と雖も参り始め了んぬ。祭文^ふ御宝前に押し了んぬ。御祭に非ずと雖も御戸を開くの由社家申しむるに依りて格子の内に押し了祭文。又、一通は院に進覽し了んぬ。又、参詣の条皆申し入るる所なり。きに^くき事にこそはを仰せ有りと雖も、さてあるべきことならねば、七ヶ夜の間参詣。終夜宝前に候じ祈請申すなり。此の如き事争告げ仰せられざらんや。事の趣参上の次いでに仰せらるべきの旨親―朝臣に仰すべし。てへれば、某鳥羽殿に候じ今夕退出すべきの由を申し、晩頭に退出す。夜に入りて此の由を尾州に申せしめ了んぬ。急ぎ申すべきに非ざるに依りて鳥羽に向かはざるなり。且つ又御気色の故なり。」

(『為親朝臣記』十二月十三日条)。なお、『為親朝臣記』の本文は、歴代残欠日記第四卷に拠ったが、国立公文書館内閣文庫所蔵本を参看して一部改変した。

(3) 日の吉凶を問はず 【注】(2) 引用の『為親朝臣記』中に「仍りて日の善悪を顧みず、且つは伐日と雖も参り始め了んぬ。」と見える。当日は、甲申で伐日に当たる。伐日は、干支において、下の支が上の干に勝つとされる悪日。

十二日 乙酉。平明に、北野より高陽院に参り、^(忠表)禅閣に謁す。辰の刻に東三条に帰る。夜に入りて中納言^(師長)中将来たりて曰はく、⁽¹⁾宇佐の使(和氣)を立てらるるに依りて、宣命を奏して⁽²⁾内印の事を行ふ、と。伝へ聞く。教⁽³⁾長卿、参議・右中^(イ)将両職を辞す、と。亥の刻に、北野に詣で、奉幣す。相円祝を申す(七ヶ夜皆之を申す。祭文は今夜以後^(ロ)読まざるなり)。余^(頼長)、宝前に通夜す。今夜以後、南階西簀子に障子を立て廻らし(本宮に之を設く)、余^(頼長)の候所と為す。

【校異】

(イ) 中 底本「大」。諸本に「中」とあるに従い、改める。
(ロ) 読まざるなり 底本「不読也」。京二・東「不読之」。

【注】

- (1) 宇佐の使(和氣)を立てらるるに依りて 「宇佐神宝 發遣す。代始に依りて使は和氣氏を用ゐらる、と云々。」
 (『兵範記』該日条)、「今日、故北政所(宗子—稿者注)の御月忌なり。(略)殿下(忠通—稿者注)宇佐の神事に依りて渡り御さず、と云々。」(同記十五日条)。代始の使に和氣氏を用いることについては、「御即位の時、和氣氏の五位を遣はず(或いは新たに叙す。又、他氏を遣はず例有り、と云々。(略)或いは神宝の外神馬を奉らる、と云々)。(略)恒例の使は三年を隔て進発す。」(『西宮記』卷七 宇佐の使を進発の事)と見える。和氣氏を使とする由来は、称徳天皇の時、道鏡即位の是非について、和氣清麻呂が宇佐の神託を受けたことにある。
- (2) 内印の事を行ふ 天皇の印を公文書に押すこと。
- (3) 教長 天仁二年(一一〇九)生。大納言正二位藤原忠教の男。母は大納言正二位源俊明の女。崇徳院の近臣。左京大夫・右中将に至る。「参議 正三位 藤教長(右中将。正月二十八日阿波権守。十二月二十二日之を辞す、と云々)。」(『公卿補任』久寿二年)。多賀宗隼「参議藤原教長伝」(『史学雑誌』昭¹⁴・四)、岩橋小彌太「藤原教長」(『国語と国文学』昭²⁸・十二)等の伝記研究がある。『新大系人物』参照。

十三日 丙戌。平明に東三条に帰る。子の刻に、北野に詣で奉幣し通夜す。

十四日 丁亥。鶏鳴後、東三条に帰り、粥を服す。⁽¹⁾忌日に依りて持斎の故なり。日中に及びて齋食を企つるの間、冠無し。五条に取りに遣はずの処、日巳に中^(イ)を過ぐ。仍りて食はず。北野⁽²⁾は往年重服にて参詣す。近年は重服を禁ずと雖も軽服を聴す。菅氏に至りては重服亦聴す、と云々。忌日の憚り無きを准へ知る。亥の刻に、北野に詣で奉幣し通夜す。宇治の御忌日、禪^(忠実)閣及び余^(頼長)・大将^(口)・中将^(師長)皆向かず。公達・諸大夫参り向かひ、布施を取る。自筆経は譬喻品なり。伝へ聞く。今夜⁽³⁾、東^(守仁)宮内より鳥羽に行啓、と。或いは、語りて曰⁽⁴⁾はく、高陽院の御所西面に於いて里⁽⁴⁾神楽の事有り。是、日吉祭を誘めん為、てへり。未だ院宮に於いて此の事有るを聞かず。甚だ聞悪き事なり。就中、今日御忌日、尤も其の憚り有り。明神、豈に饗を飲けんや。

【校異】

- (イ) 中 京二「中」^{午カ}。
 (ロ) 中将 京二・東なし。
 (ハ) 曰 宇「云」。
 (ニ) この間、宇は「今日」の二字有り。

【注】

- (1) 忌日 久安四年(一一四八)十二月十四日に死去した、忠実の嫡室師子の忌日。師子については久寿二年五月二

十日条参照。「故大北政所の御忌日。殿下（忠通―稿者注）、勘解由小路殿に於いて之を行はる。」（『兵範記』該日条）。「今日、故大北政所の御忌日。御仏供養の事奉行す。私の遠忌に依りて参り向かはず。宇治、当日の事経憲奉行す。」（『為親朝臣記』該日条）。

(2) 北野は往年重服にて参詣す この件については未勘だが、「北野社は、服仮の人、参入するを憚らず、と云々。」

（『玉葉』文治三年八月四日条）との記事が見いだされる。

(3) 東宮内より鳥羽に行啓 「今夕、春宮鳥羽殿に行啓。其の儀去ぬる朔日の如し、と云々。」（『兵範記』該日条）、

「今夜、東宮鳥羽殿に還り御す。」（『為親朝臣記』該日条）。

(4) 里神楽 内侍所の御神楽に対し、諸社で行われる神楽。

「是、御所の壺に於いて、巫女等を召して、里神楽の事有り。又、陽劍の遊有り、と云々。此の事、物の情を知るの人、曾て名字を聞かざる事なり。今日、始めて此の事を聞く。而して、法皇の宮に於いて此の事有るは物恠と謂ふべきか。悲しむべし。々々。」（『玉葉』文治三年十月六日条）。

十五日 戊子。平明に東三条に帰る。亥の刻に、北野に詣で奉幣し通夜す。暁更に大便の為に東客房に向かひ、即ち宝前に帰り参る。

十六日 己丑。辰の刻に、東三条に帰る。高陽院（泰子）の御惱夜前

より殊に重し、と云々。酉の刻許りに、法成寺（泰子）修正の行事を定む。有成朝臣執筆す。戌の刻（泰子）に高陽院崩ず（年六十一）。軽服の忌無きに依りて亥の刻に北野に詣で、奉幣し通夜す。縦（泰子）ひ軽服有るも参詣を遂ぐべきの由、去ぬる十一日（鳥羽）院に奏し了んぬ。伝へ聞く。今日、師長春日に詣づ、と。

【注】

(1) 修正 修正会。正月に寺で催されるその年の吉祥を祈る行事。

(2) 高陽院崩す 「今日、酉の刻に高陽院崩御（時に土御門殿に御坐す）。去ぬる春以後御膳例に乖く。常に以て不予。増有り、滅マヤ有り。已に旬月を送り、近日陪増す。内外の祈療日を逐つて繁多。併ら験力を忘れ遂に奉じ給ひ了んぬ。春秋六十一。入道殿穢れに触れしめ給ひ了んぬ。」（『兵範記』該日条）。「高陽院去ぬる比より御不豫。此の間御増気。昨今殊に以て危急。今日遂に以て崩御。春秋六十□。」（『為親朝臣記』該日条）。鳥羽の後で、忠実の女高陽院泰子がこの日死去した。『台記』十一月二十八日、十二月七日、九日、十一日各条及び『兵範記』の記述に依れば、泰子は春頃より体調を崩し、十二月には重病に陥っていた。鳥羽との仲介役を果たしてきた（『台記』九月七日条）泰子の死によって、忠実・頼長はいよいよ孤立化の道を進むこととなる。

(3) 縦ひ軽服有るも 「左殿御北野詣、軽服出で来たと

雖も、本社強ちに是を憚らず。此の願を遂ぐべきの由を祭に載せらる、と云々。仍りて、猶参詣せしめ給ふ。盛憲・敦任侍両三人の外御供に参らず。秘藏の故か。〔『為親朝臣記』該日条〕。なお、北野に奉納した祭文の一通を鳥羽に進覽したことは、十一日条【注】(2)に引用した『為親朝臣記』十三日条中に見える。

十七日 庚寅。平明に東三条に帰る。屋上に雪三寸許り。辰の刻に、内府(美能)来たり示されて曰はく、高陽院に参り弔ひ奉る。彼の院より参入するなり、と。未の刻に、右衛門督(公能)来たりて曰はく、是より將に高陽院に参らんとす、と。伝へ聞く。民部卿・別当(宗輔)・参議教長、高陽院に参り弔ふ、と。亥の刻に、北野に詣で奉幣し通夜す。九日より今夜に至りて、心經を読み当宮に二千卷を奉る。夜半許りに、大便の為に東客房に向かひ、即ち宝前に帰り参る。伝へ聞く、今夜亥の刻に、高陽院入棺。雅国朝臣・俊光・仲行・藏人通定・頼定・法橋源慶・僧定源、役に従ひ、即ち福勝院に遷し奉る。其の儀尋常の如し。但し、殿上人已下步行、上達部候せず。前火無し。御車副八人、皆本の御車副なり。此の事如何。宇治殿(頼通)薨じて後、先づ平等院に遷し奉る。彼の日、前火有り。又、除目角本二人の外、侍を以て御車副と為す(御曆に見ゆ)。今日の儀、彼の例に違ふは如何。又、侍男共松明を乗りて御車の前に在り。據る所の事無し。退出し御すの後、民部大夫重成竹箒を以て御所を払ふ。頭親朝臣・雅国朝臣・俊光

・重範(11)、藏人四人・侍四人(俊弘・重成・政家・頼賢)(14)素服を賜はる。今夜、福勝院の護摩堂の板敷の下に埋み奉る。又、福勝院に於いて講説を始めらる。例時僧十口。又、六道御読経を始めらる。又、護摩三壇を始めらる(一壇土御門、二壇福勝院、此の中一壇護摩堂に於いて之を修す)。後日、延長八年の李部王記を勘ふるに、前火無し。此に依りて故ら土葬に前火無きことを知る。俊通語りて曰はく、福勝院に於いて上物の事有り(御車同じく焼く)。後日、延長八年の李部王記を勘ふるに上物有り。若し彼の例に據るか。尤も然るべし。但し、彼の例、御物或いは焼き、或いは陵中に納む。而れども、今日皆焼く、と云々。如何。禅閣、余(宗美)の為に聖観音護摩を修す(勝尊、東三条に於いて之を修す)。

【校異】

(イ) 即 京一なし。

(ロ) 除目角本 京二「除目角本」。

【注】

(1) 頼定 生没年未詳。忠実の勾当源頼康の男で、通定の弟。高陽院泰子の乳母子。久安四年(一一四八)正月二十八日任大膳亮(『本朝世紀』)、仁安元年(一一六六)十月二十一日任大官少進(『兵範記』)、仁平の頃は相模(権守(『兵範記』『山槐記』))。

(2) 源慶 生没年・系譜未詳。保延六年(一一四〇)九月

十七日叙法橋（『僧歴綜覧』）。

(3) 定源 生没年・系譜未詳。「僧兩人（法橋源慶、阿闍梨、御乳母子）」（『兵範記』該日条）から憶測すれば、源頼康の男であろうか。

(4) 福勝院 泰子の御願寺。仁平元年（一一五一）六月十三日落慶供養。葬地を福勝院としたことについて、『兵範記』は、この地が「今熊野領已に四至の内」であること、埋葬の準備がなかったこと、「上皇御所の近隣・上下往反の路頭」であること等の理由を挙げて批判し、忠実が動揺して理性を失った故か、と記している。

(5) 前火無し 前火は、棺の前を松明を掲げて先導すること。前火の有無の故実については未勘。

(6) 宇治殿薨じて後 頼通の死去は延久六年（一一〇七）四月二日。「御曆」は『殿曆』を指すと思われるが、頼通の葬送に「前火有」ったこと、及び「侍を以て御車副と為」した由の記載は、現存本中には見えず、また、他史料によっても確認できない。

(7) 除目角本 分らない。

(8) 重成 生没年未詳。藤原重賢の男。「民部少丞正六位上」
 『本朝世紀』康治元年七月二十七日条、「民部大夫」
 『兵範記』久寿二年二月六日条、「散位従五位下」
 『兵範記』仁安二年十一月二十六日条などに見える。康治二年（一一四三）正月六日叙爵（『本朝世紀』）。

(9) 竹箒を以て御所を払ふ 「其スナハチ御所ニ残り止リ

タル人、竹ノ箒ニテ御寝所等ヲハラフ。其塵箒ヲバ河ニ流ス。」（『吉事次第』）。

(10) 顕親 寛治二年（一一〇八）〜永暦元年（一一六〇）。権大納言正二位源雅俊の男で、十月四日条に見える神祇伯頭重の同母弟。長治元年（一一〇四）二月二十七日内昇殿、同五月二日任右兵衛佐、長承二年（一一三三）七月十三日高陽院職事、同四年（一一三五）正月五日叙正四位下（以上『中右記』）、保延元年（一一三五）十二月任皇后宮亮、同五年（一一三九）正月兼備前権守（以上『大間成文抄』）、その他、右京権大夫、播磨守、侍従等を歴任。右京権大夫については、仁平三年（一一五三）閏十二月二十三日に子息の俊長に譲っている（『兵範記』）。死亡日を『尊卑分脈』は永暦元年（一一六〇）七月二十四日、『山槐記』は同月十五日とする。「その（雅俊―稿者注）御子は伊予の守為家の主の女の腹に、神祇の伯頭重と申しき。（略）そのおなじ腹に、四位の侍従顕親と申しし、後には右京権大夫、播磨の守などきこえき。」（『今鏡』むらかみの源氏第七 武蔵野の草）。

(11) 重範 生没年・系譜未詳。高階氏。「散位重範（藏人五位、高陽院判官代、余の職事）」（『台記』久寿元年四月九日条）。

(12) 俊弘 生没年・系譜未詳。惟宗氏。高陽院主典代・木工允（『兵範記』『初例抄』他）を経て、大治五年（一一三〇）二月十五日任権少外記、同年四月三日叙爵並びに

任山城介、長承三年（一一三四）三月十九日任皇后宮大属（以上『中右記』）、保元二年（一一五七）三月二十六日任大隅守（『兵範記』）。

(1³) 政家 生没年・系譜未詳。高階氏。久安二年（一一四六）正月二十三日任民部大丞、同四年（一一四八）正月二十八日任越中権守（以上、『本朝世紀』）。

(1⁴) 頼賢 生没年未詳。権少外記従五位下紀宗賢の男。後に大中臣氏に改姓。永久五年（一一一七）課試及第（『大間成文抄』）、康治元年（一一四二）十二月二十一日修理進より任民部少丞、同二年（一一四三）正月二十七日任民部大丞（以上、『本朝世紀』）、同三年（一一四四）正月六日叙爵、同年八月二十四日任肥後権守（『系図纂要』）。

(1⁵) 延長八年の李部王記 延長八年（九三〇）九月二十九日に死去した醍醐天皇の葬送についての記述と推測されるが、前火についての記述は、史料纂集本『李部王記』には見いだされないようだ。

(1⁶) 上物 仏に供える品。「是の間、左衛門尉時忠・右衛門尉成国、御上物を預かり、陵の良の地に於いて之を焼く（唐匣の御膳及び御便具等なり。又、檨小屋形・須々利・大輿を焼く、と云々）。上物辛櫃八合、扈従の時、歩障の後に在り。御膳辛櫃二合歩障の前に在り。後^{（復口）}土事了。」（史料纂集『李部王記』延長八年十月十一日条）。

十八日 辛卯。鶏鳴後、北野宮を出でて行願寺に詣で、燈明

を奉る。了りて烏帽・直衣を改着し、高陽院に参る。西門外に於いて仲行を招き、案内を禪^{（忠実）}閣に通ず（禪^{（イ）}に御すに依りて門中に入らず）。仰せて曰はく、二十一日を過ぎて穢れに触るべし。てへれば、即ち東三条に帰る。申の刻に、朝服^{（心喪）}にて、荷前の使を立つ（皇后宮権大進敦任^{（口）}五位）。年来、劍を帶く。而れども、浅塵劍倉に在り。件^{（倉町）}の倉町、高陽院の穢れに触る。仍りて、今日劍を帶かず。今年より使北^{（白河）}に参る。今日、賀^{（賀）}茂臨時祭なり。使は参議雅通なり。舞人の中、四位は四人、と云々。

【校異】

(イ) 禪に御す 底本「禪御」。内五「禪^{（間カ）}御」。内五の考証の如く、「禪閣御」とあるべきか。

(ロ) 京一・京二・書三・書四・東は空白なし。

(ハ) 年 京二「日」、東「日」^{（年）}。

【注】

(1) 朝服 朝廷に出仕する時の衣服。

(2) 荷前の使 諸国から上納する庸・調の中、その年の初物を朝廷より諸陵墓に奉る使い。十二月に派遣される。

ただし、ここは頼長からの使。荷前の使は、朝廷以外、院・皇后・摂関家などからも遣わされた（『貞信公記』延長三年閏十二月九日条、『御堂関白記』寛弘四年十二月十四日条、『殿曆』天永元年十二月十六日条、『玉葉』文治

四年十二月十六日条、『玉葉』文治

三年十二月十八日条、『猪隈関白記』正治二年十二月具注曆、他。

(3) 浅塵劍 薄塵劍と同じか。鞘に金粉を粗く蒔いた劍。「薄塵地 心喪服。此の劍を用ゐる、と云々。」(『飾抄』)。

(4) 件の倉町 撰関家が所有していた倉庫群があつた一画。

東三条殿の東にあつた。「今日、余の荷前なり。御倉町(東三条)に於いて之を立つ。」(『殿曆』天永三年十二月二十三日条)。

(5) 北白河 忠実の嫡室師子を埋葬する北白河寂楽寺を指すか。

(6) 賀茂臨時祭 十一月下酉日に行われる賀茂神社の祭り。

ただし、大嘗会のある年は十二月に行われることが多い。四月に行われる恒祭に対する称。「大嘗会の年の祭は後に吉日を取る。或いは十二月に及ぶ。」(『西宮記』卷六 賀茂臨時祭)。

(7) 舞人の中、四位は四人 「蔵人式に云はく(略)蔵人頭御前に於いて使一人並びに舞人十人陪從十二人(使は四位を用ゐる。舞人は五位帯劍の者を用ゐる。若し、殿上人足らざる時は諸司帯劍五位六位の舞に堪ふる者を選びて之を補す(略)、及び其の装束を調進すべきの人々を定む」(『政事要略』二十八 下西賀茂臨時祭の事)の記載に従えば、舞人は五位から選ぶことを原則とする。ただ、「代始、四位四人舞人の時、一の舞を召さざるなり。相ひ尋ねらるる処、延久五年三月の臨時祭(石清水臨時

祭(稿者注)四位四人(俊明・家賢・季宗・後二条殿)一の舞を召さず。」(『中右記』天仁元年十二月十五日条)

とあるように、代始めの年には、十人の舞人中、四人は四位から選出することを慣例とした(他に、長和五年十二月十四日、康治元年十二月十二日、仁安三年十二月二十六日、治承四年十二月七日などの例)。なお、『江家次第』(卷第六 石清水臨時祭)に「代初、参議を以て使と為す。舞人四位四人、五位四人、六位二人」とあること、並びに上掲の如く『中右記』(天仁元年十二月十五日条)が、賀茂臨時祭の勘例に石清水臨時祭を挙げていることより、両祭は相通するものとして捉えられていたことが分かる。

二十日 癸巳。夜に入りて五条に帰る。

二十一日 甲午。払曉に、^(忠実)禅閣宇治に渡り御す、と云々。^(忠実)禅閣、福勝院に於いて小仏事を修せらる(日次^(イ)の宜きに依りて修し始めらる)。俊通来たりて曰はく、^(忠実)禅閣の御諷誦文は御署か、将、家司の署か、と。答へて曰はく、^(忠実)長曆三年・応徳元年の記に據るべし。若し所見なくは、御署を用ゐらるべし。^(忠実)院宮に至りては子息と雖も尊び敬ふべき故なり、と。今日、^(忠実)禅閣、^(頼長)余の為に烏瑟婆摩法三壇を始^(ロ)修せらる。伝へ聞く。太子を立つるの由を山陵に告げらる、と。

【校異】

- (イ) 次 京二「時」、東「時」^次。
 (ロ) 始 京二なし、東は朱筆補入。

【注】

(1) 諷誦文 死者の追善のために法会の導師が読み上げる文章。

(2) 長曆三年・応徳元年の記 長曆三年については、八月二十八日に死去した後朱雀の中宮姫子に対する養父藤原頼通の諷誦文、応徳元年については、九月二十二日に死去した白河の中宮賢子に対する養父藤原師実の諷誦文を指すか。ただし、両者とも、養父が署名したか、家司が署名したかは定かでない。

(3) 院宮に至りては 皇后泰子が、忠実の女であることをいう。

二十二日 乙未。屋上、雪四寸許り。師長、高陽院^(泰子)の御服を着し(浅鈍色、是尋常の軽服なり)、即ち、福勝院に参り、穢れに触る、と云々。又、仮文を出だす、と云々。殿上に出だす様(東宮之に同じ)。

請⁽¹⁾ふ仮二十箇日。

右、高陽院の崩に依りて請ふ所件の如し。

久寿二年十二月二十二日、從二位行権中納言兼左近衛権中將藤原朝臣師長。

外記に出だす様。

請ふ仮二十ヶ日。

高陽院の崩に依りて請ふ所件の如し。謹みて牒す。

久寿二年十二月二十二日、從二位行権中納言兼左近衛権中將藤原朝臣師長牒す。

本陣に出だす様。

請ふ仮二十ヶ日。

高陽院の崩に依りて請ふ所件の如し。以て牒す。

久寿二年十二月二十二日、從二位行権中納言兼左近衛権中將藤原朝臣師長牒す。

假文の書様、西宮臨時の記^(イ)に據るなり。公式令を檢^(ロ)するに、皇后は平出、中宮は欠字。今案ずるに其の身を指すは平出、其の居を指すは欠字なり。若し然らば太皇太后^(ニ)・皇太后^(三)・皇后と書くの時は平出なり。太皇太后^(四)・皇太后^(五)・皇后宮・中宮と書く^(ホ)の時は欠字なり。高陽院に至りては身を指し居を指す。文異なること能はず。其の意を探り平出・欠字を分別^(ハ)すべし。今、其の身を指す。故に平出なり。今日、七ヶ寺に御誦經の使を立てらる、と云々。殿^(ニ)上人奉仕の例なり。而れども、藏人^(ト)を経能はざるの五位を用ゐらるるは未だ聞かざる事なり。奇むべし、々々。

【校異】

- (イ) 記 京一・京二・書三「部」、東「部」^{記イ}。
 (ロ) 檢 書四・内一「撰」、内五「撰」^{檢カ}、内一「按」^{檢カ}。

(ハ) 太 底本「大」。国一・内一に「太」とあるに従い、改める。

(ニ) 太 底本「大」。京一・国一他に「太」とあるに従い、改める。

(ホ) 書く 底本にはないが、内一を除く諸本に依り補う。

(ヘ) 別 京一「明」。

(ト) 蔵人を経能はざるの五位を用ゐらるるは 底本「被用不能従蔵人之五位」。京一・京二・書二・書三・東は「従」を「経」とする。京一等に従い、とりあえずは上記のように読んでおく。

【注】

(1) 請ふ仮二十箇日 師長は泰子の甥であるため、三月の服、二十日の仮が適用される。ただ、忠実の猶子となつていたので、或いは泰子の弟の義が適用されるか。いずれにせよ、服仮の期間は同じ(『西宮記』卷十二 服仮類)。

(2) 西宮臨時の記 『西宮記』卷十二 服仮類を指すか。

(3) 公式令を検するに 「皇祖(略) 皇后 右は皆平出せよ。大社(略) 中宮(略) 右は、此の如き類は、並に欠字せよ。」(『公式令』第二十一)。

(4) 七ヶ寺に御誦経の使を立てらる 「高陽院初七日の御仏事」と云々。(略)七ヶ寺の御誦経を行はる。福勝院(付寺。当所に依りて使の儀無し、と云々)、法性寺(式部大夫仲頼)、法興院(内蔵助為経)、法成寺(民部大夫為雅)、

浄妙寺(駿河権守政親)、極楽寺(式部大夫公基)、珍皇寺(縫殿大夫頼重)、御誦経物等先例布一段の如し。使は衣冠。先例は殿上人以下を用ゐらる。今度、入道殿の仰せに依りて、略儀を以て北面の者並びに侍五位を使と為す、と云々。(『兵範記』該日条)。

(5) 殿上人奉仕の例なり 【注】(4)で引いた『兵範記』中に記すように、七ヶ寺の使者として派遣されたのは、「北面の者並びに侍五位」の身分の者たちで、殿上人ではない。

二十三日 丙申。申の刻に、民部卿(宗輔)来談す。酉の刻に(秉燭後)、家司有成朝臣、泰親の勘へ申す軽服を着するの日時の勘文を覽しむ(今日、酉の四点)。見了りて返し給ふ。即ち、軽服の直衣を着し(烏帽・冠・浅鈍色の直衣(平絹表裏同色)・同色の奴袴(已上、須く黒色にて有るべし。而れども之無し。後日染め直す)・同色の衣二領・同色の単衣)、車に乗りて(先づ、泰親をして身堅めを修せしめて後、乗る。是、(忠実)禪閣の仰せ)北門を出で、櫛笥小路に至り(居所の申の方)、車を立つ(申に向く)。布帯(2)を着し(紙を巻かず、折櫃に納む。土高坏を置く。有成朝臣之を献ず)、即ち、解きて福勝院に参り(穢れに触る)、講説を聴聞す。例時(3)(師長亦聴聞に参る)了りて、宇治に参る(鶏鳴に宇治川を渡る)。禪閣(忠実)、法橋良俊の房に御す。召しに依りて御前に参る。平明に、仲行の直廬に退き下る。着服の日仮文を献ずる例なり。而れど

も、官職無きに依りて之を献ぜず。

【校異】

(イ) 浅 底本「礼」。京二・書三・東に「浅」とあるに従い、改める。

(ロ) 須く黒色にて有るべし 底本「須有黒色」。国一「次有

黒風」、書四「次有里風」、京一「次有黒風」、東「次・

黒風」、内一「次有里風」。

(ハ) 仰せ 底本「仰」。京一・東「仰之」、京二・書三「仰

之」。

(ニ) 参 京二なし、東は朱筆補入。

(ホ) 川 京一「河」。

【注】

(1) 黒色にて有るべし 不詳。軽服は鈍色が多いようだ。「御直衣薄鈍色、巻纓、薄鈍色小奴袴。御軽服なり」(『永昌記』大治四年閏七月二日条)。ただ、『西宮記』(巻第十七袍)には「(上略)軽服を用ゐる。無文冠・位袍・黒表衣袴元イ・襪・例沓、未だ旧例を知らず。近代見る所なり。」とある。

(2) 布帯 『玉葉』(養和元年十二月十八日条)に「軽服帯麻布。布に紙を巻くなり。」と見える。

(3) 禪問、法橋良俊の房に御す 「去ぬる年(久寿二年—稿者注)、宇治の良俊の房に渡り御せるなり。御着服の後

なり。」(『富家語』久寿三年正月)。良俊は、康和二年(一一〇〇)〜文治元年(一一八五)。安芸守従四位下藤原忠俊の男。久安五年(一一四九)五月二十四日任法橋(『本朝世紀』)、後に、平等院上座執行。

二十四日 丁酉。右大将(兼長)、高陽院(泰子)の御服を着し、即ち、福勝院に参り、穢れに触る、と云々。本、官司の服を着す。仍りて、今日唯布帯を着し、即ち、之を解く。月来、出仕せず。故に仮文を出ださず。皇后宮(多子)、須く高陽院(泰子)の御服(三月服)を着すべし。而れども、重服(イ)の人軽服有る時、仮有りて服無し。故に之を着せず。隆長亦同じ。今日、除目初(イ)、と云々。

【校異】

(イ) 除目初 底本「除目(○目下恐脱直字)物」とあるが、諸本に「除目初」とあること及び『兵範記』、『山槐記』の記述を根拠に、上記の如く改める。

【注】

(1) 重服の人軽服有る時、仮有りて服無し 「重喪に居る間軽親の喪に遭はば、更に著すべからず」(『小野宮年中行事』雑穢事)。多子は、六月一日に死去した養母幸子の重服中であり、この度、伯母泰子の軽服が重なった。

二十五日 戊戌。今日除⁽¹⁾目竟る、と云々。参議已上は任せず。

【注】

(1) 除目 『兵範記』『山槐記』にその具体が記されている。

二十六日 己亥。禪^(忠美)閣仰せて云はく、高陽院^(泰子)の遺令、今年奏すべきか、と。対へて曰はく、五⁽¹⁾ヶ日の廢朝元日に及ぶこと其の憚り有り。例を勘ふるに、⁽²⁾娥子^(イ)皇后、万寿二年三月二十六日に崩じ、四月⁽³⁾二十六日に遺令を奏す。彼の例に准ひ、正月十五日を過ぎて奏せらるるが宜かるべきか、と。仰せて曰はく、然るべし、と。

【校異】

(イ) 城 京一・京二・書三「城」。

【注】

(1) 五ヶ日の廢朝 「廢朝は諸司の政は恒の如く、天子一人朝政に臨まず。(略)事の浅深に依り或いは五箇日或いは三箇日なり。」(『禁秘抄』廢朝)。

(2) 娥子 天禄三年(九七二)〜万寿二年(一〇二五)。大納言正二位藤原济時の女。母は権大納言従三位源延光の女。三条の皇后。名は、記録により「娥子」「娥子」「他に「娥子」「娥子」と異なるが、「娥子」とするものが

多い。また、死亡日は、「去夕(戌剋許りなり)」「(『左経記』三月二十六日条)、「去夜」「(『小右記』三月二十六日条)とあるので、三月二十五日が是か。

(3) 四月二十六日に遺令を奏す 「皇太后宮大夫、左仗に於いて警固の事を行はる。是、皇太后宮の崩に依るなり。今より廢朝五箇日(略)遺令の趣、大進隆光朝臣陣外に参りて外記に付けて奏せしむ、と云々。」(『左経記』万寿二年四月二十六日条)。

二十七日 庚子。夜に入りて院^(鳥羽)より刑部少輔貞憲⁽¹⁾をして御書を禪^(忠美)閣に賜はしむ。是、高陽院^(泰子)の御事を弔ふなり。即ち、返札を奉る。亥の時に、禪^(忠美)閣、御服を着す。先づ御所に於いて衣指貫袈裟を着し(已上)深^(イ)口鼠色、車に乗りて門外に出で御す。御車を御所の申の方に立て(申に向く)、御帶を召し、即ち解きて還り御す。日時、陰陽頭憲榮朝臣之を勘へ申す。但し、宇治に参らず、京より勘文を成し、仲行の許に送る、と云々。伝へ聞く。今日、皇后^(多子)宮荷前の使を立てらる。其^(イ)の使遺骨⁽²⁾を置くの所に詣づ。四位⁽³⁾の職事奉仕する例なり。而れども、皆高陽院^(泰子)の穢れに触る。仍りて、非職と雖も中宮前亮季兼朝臣を用ゐる、と。

【校異】

(イ) 深口鼠色 京二・書三・東「染鼠色」、また、多くの写本空白なし。

(ロ) 其の使 底本にはないが、諸本に「其使」とあるに従い、補う。

【注】

(1) 貞憲 少納言入道信西の男。母は近江守高階重仲の女。『新大系人物』参照。

(2) 遺骨 北白河寂楽寺に安置される師子の遺骨か。

(3) 四位の職事奉仕する例なり 皇后による荷前使發遣については、仁平二年(一一五二)十二月十七日の高陽院泰子の場合が近例としてある(『兵範記』)。四位を使者とすることに係わつては、「今日、荷前の使を立つ。兩殿の御料なり。使は四位二人。」(『殿曆』康和三年十二月二十九日条)、「今朝、余荷前に依りて庭中に於いて拜有り。四位無きに依りて五位の使を用ゐる。」(同記天永二年十二月二十二日条)などと見える。

二十八日 辛丑。高陽院の還日(十三日)に依りて禅閣及(賴長)余物忌。初七日、余未だ穢れに触れず。仍りて物忌(忠美)せず。禅閣忘却して御物忌無し、と云々。

【校異】

(イ) 還 京一・京二・書三「送」。

二十九日 壬寅。高陽院二七日。大将先づ福勝院に参り

(無文卷纓冠・浅鈍色直衣・同色指貫・同色衣并びに単)、次いで宇治に参る。官司為るに依りて布施を取らず。

中納言中將所惱有りて参らず。素服の輩は、無文卷纓冠・布狩衣袴、僧侶は、鈍色の装束・甲袈裟(導師、表衣を着す)、殿上人は衣冠、と云々。本所并びに禅閣の御諷誦有り。余亦吉日に依りて諷誦(自署)を修す。禅閣の御在所及び余の廬、追難せず。中陰に依るなり。今夜、小除目、と云々。

勸学院学士、例に依りて五条に來たりて見参に奉る。物を給ふこと常の如し。今日より、藏俊を召して因明疏下巻を読む。東三条院中陰の間、左大臣(御堂)止觀を法橋覚運に読ましむるの例なり(行成記に見ゆ)。

久寿元年十一月一日、正五位下行陰陽權助兼曆博士丹波介賀茂朝臣宣憲、正五位下行陰陽助兼陰陽博士賀茂朝臣在憲、從四位下行陰陽頭兼權曆博士讚岐權守賀茂朝臣榮。

久寿元年十一月一日、正五位下行陰陽權助兼曆博士丹波介賀茂朝臣宣憲、正五位下行陰陽助兼陰陽博士賀茂朝臣在憲、從四位下行陰陽頭兼權曆博士讚岐權守賀茂朝臣榮。

【校異】

(イ) 先 京二「夫」、東「未」、他本「夫」。

(ロ) 并びに単 底本「并単」。国一なし。

(ハ) 表 京一「喪」、京二・書三「表」、東「表喪」。

(三) 藏 底本「藤」。東に「藏」、京一・京二・書三に「藤」とあるに従い、改める。

(ホ) 久寿 以下、書二・内五なし。

(ヘ) 憲 底本・諸本ともに「宣」とするが、私に「憲」と

改める。

【注】

(1) 高陽院二七日 この日の法要については『兵範記』該日条に具体が記される。

(2) 追讎せず。中陰に依るなり 『台記』（久安六年十二月三十日条）に「禪閣仰せて曰はく、重喪の間の追讎は如何、と。答へて曰はく、北山抄（年中下）の意、諒闇に追讎を行ふ。但し、七々日の内に於いては之を行はず。」とあり、『台記』の引據する『北山抄』（巻第二）には「追讎の事。（略）諒闇の年、例の如く之を行ふ。但し、長保三年此の儀を停む。七々日の内に依るなり。往昔の例を尋ぬるに、定めて行はるのみ。」とある。また、『日本紀略』（長保三年閏十二月二十八日条）には、「右大臣仰せて云はく、天応・延暦の例に任せて追讎を停止すべきの由を仰せ下さる。」とある。長保三年の追讎停止は、同年閏十二月二十二日に、一条の母后東三条院詮子が死去したためである。

(3) 小除目 『兵範記』該日条にその具体が記される。

(4) 勸学院学士 勸学院は藤原氏出身の大学寮学生のための寄宿舎。勸学院学士たちが、歳末に氏長者に挨拶に参上したもので、いわゆる勸学院の歩とは異なるか。「別記。氏院学生に物を賜ふ事」（『台記』久安六年十二月三十日条）。

(5) 藏俊 長治元年（一一〇四）～治承四年（一一八〇）（死去の日を『興福寺別当次第』は治承四年九月二十七日、『山槐記』（治承四年十二月二十八日条）は「去秋頃」、『僧官補任』は治承四年五月二十七日、『大日本史料』所引『諸嗣宗脈紀』は治承三年九月二十七日とする）。巨勢氏。興福寺僧。僧歴は『興福寺別当次第』に詳しい。治承三年（一一七九）五月二十四日任興福寺別当。法相宗の碩学として知られる。「藏俊は因明に善きの人なり」（『宇槐記抄』仁平二年十月二十二日条）。頼長の第四子範長の学問始めの小師でもあった（『台記』久寿元年四月十一日条）。

(6) 東三条院中陰の間 東三条院は藤原詮子。応和二年（九六二）～長保三年（一〇〇一）。藤原兼家の女。母は時姫。道長の姉。円融の女御で一条の母。長保三年閏十二月二十二日死去。詮子の中陰期間に、道長が、覚運に止観を読ませたことは、藤原行成の日記『権記』（長保四年正月四日条）に「院の西の対に於いて法橋上人覚運、左大臣に伝法す（摩訶止観なり）」と見える。

(7) 覚運 天曆七年（九五三）～寛弘四年（一〇〇七）。春宮少進藤原貞雅の男。延暦寺僧。死後、僧正を贈られ、檀那贈僧正と呼ばれる。『元亨釈書』（巻第四）、『続本朝往生伝』、『本朝高僧伝』（巻第十）等に伝が載る。

(8) 宣憲 天永元年（一一一〇）～正治元年（一一九九）（『大日本史料』正治元年十二月十一日条の考証に従う）。陰陽頭正四位下賀茂宗憲の男。長承二年（一一三三）三月二

十日叙爵（『中右記』）、保延三年（一一三七）四月三日任
曆博士、康治二年（一一四三）正月兼能登介、仁平三年
（一一五三）三月任陰陽權助、保元元年（一一五六）正
月兼伯耆權介、嘉応二年（一一七〇）正月転陰陽助、承
安三年（一一七三）正月兼伯耆介（以上『大間成文抄』）。
宣憲の任陰陽頭について九条兼実は「名譽無きと雖も、
重代の衰老に依りて抽任せらるるか。」（『玉葉』寿永二年
十月九日条）と記し、また、「宣憲は本より尾籠の人なり。」
（同文治三年六月十二日条）とも記し、評価は低い。こ
れと符節を合わせるように、『源平盛衰記』（第二）は、
二条院の葬地・葬時の勘申に失錯のあったことを記す。